

【天川水系】

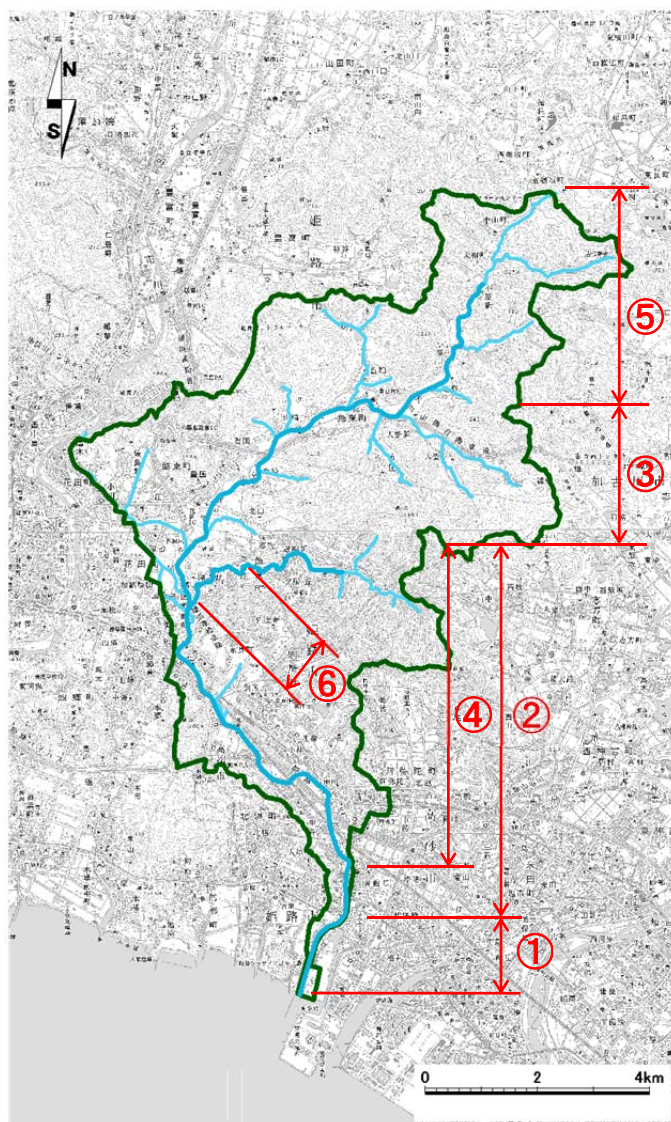
天川では、昭和 43 年度より、高潮対策事業や小規模河川改良事業、河川激甚災害対策特別緊急事業、災害復旧助成事業、災害復旧関連事業を実施した。

思出川では、昭和 51 年度より災害復旧関連事業を実施した。

治水事業一覧

河川名	事業名	事業期間	主な事業内容等
天川	①播磨高潮対策事業	S43～完	区間：河口～住吉橋
	②河川激甚災害対策特別緊急整備事業	S51～完	区間：住吉橋～上田原川合流点
	③災害復旧助成事業	S51～完	区間：上田原川合流点～新川橋
	④小規模河川改良事業	S56～完	区間：市境地先～上田原川合流点
	⑤災害復旧関連事業	S62～完	区間：新川橋～市境(加西市)地先
思出川	⑥災害復旧関連事業	S51～完	区間：天川合流点～思出橋

出典：姫路土木事務所提供資料



天川水系 治水事業位置図

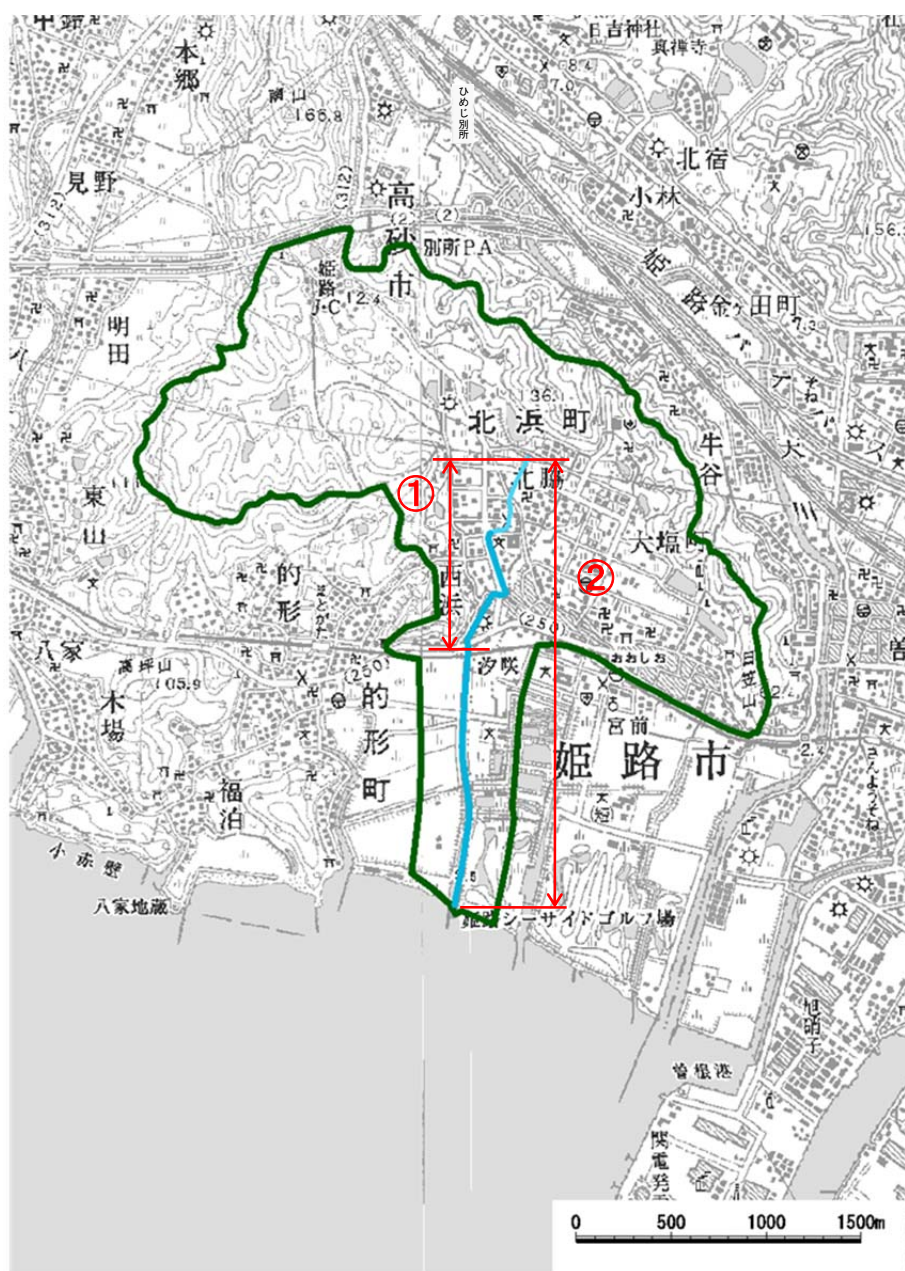
【西浜川水系】

西浜川では、昭和 51 年の洪水で、流域の大部分が浸水したことから、昭和 51 年度から昭和 55 年度にかけて河川激甚災害対策緊急整備事業を実施した。また、昭和 52 年度より播磨高潮対策事業を実施した。

治水事業一覧

河川名	事業名	事業期間	主な事業内容等
西浜川	①河川激甚災害対策特別緊急整備事業	S51～S55	区間：山陽電鉄～北浜橋 延長：L=695m 内容：堤防、護岸、掘削
	②播磨高潮対策事業	S52～H15	区間：河口～北浜橋 延長：L=2,180m 内容：防潮水門、排水機場、護岸、掘削

出典：西浜川水系河川整備基本方針



西浜川水系 治水事業位置図

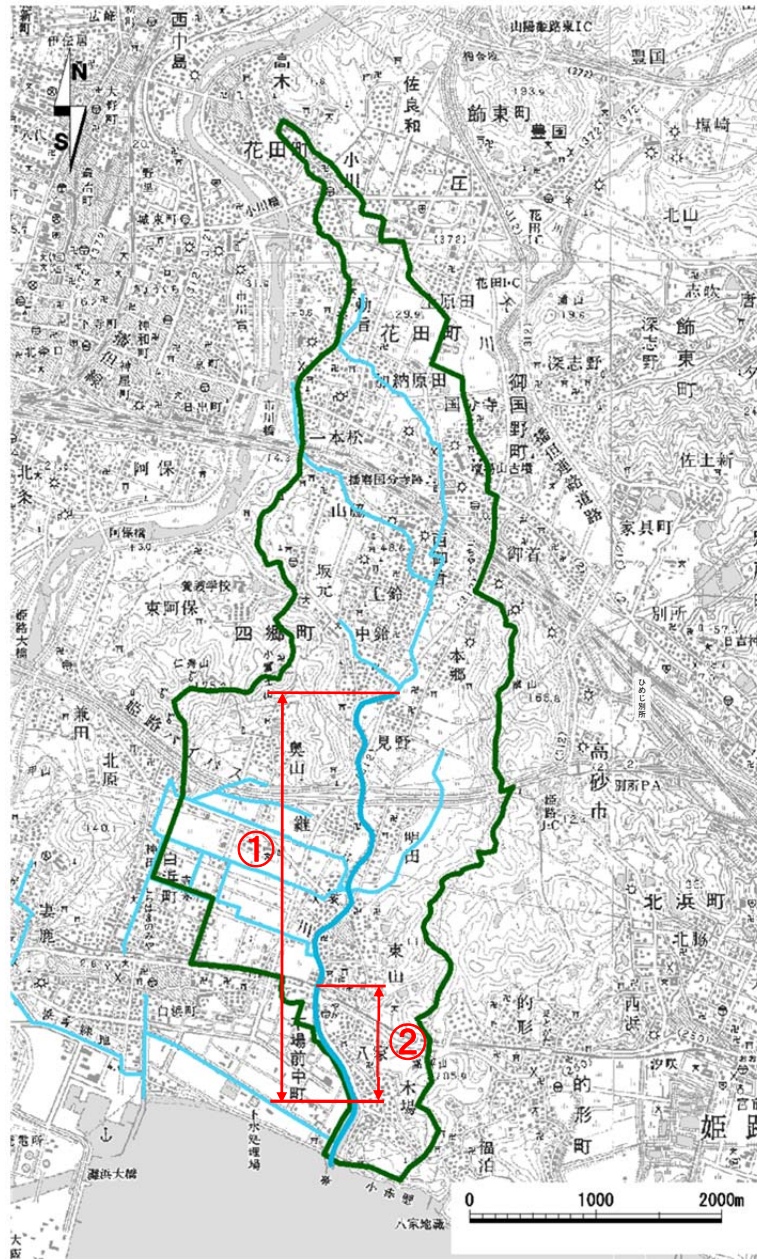
【八家川水系】

八家川では、昭和 31 年度から昭和 42 年にかけて局部改良事業を実施した。また、昭和 43 年度より播磨高潮対策事業を実施している。

治水事業一覧

河川名	事業名	事業期間	主な事業内容等
八家川	①局部改良事業	S31～S43	区間：河口付近～法河川上流端 延長：L=3,700m 内容：築堤、掘削、護岸
	②播磨高潮対策事業	S43～	区間：河口付近から 910m の区間 延長：L=910m 内容：防潮堤、三ツ橋改築

出典：八家川水系河川整備計画



八家川水系 治水事業位置図

【市川水系】

市川では、昭和 25 年度より都市基幹河川改修事業（旧中小河川改修事業）として姫路市飾磨区妻鹿地先から姫路市砥堀地先の区間を対象として、築堤、掘削等の一時改修を実施した。

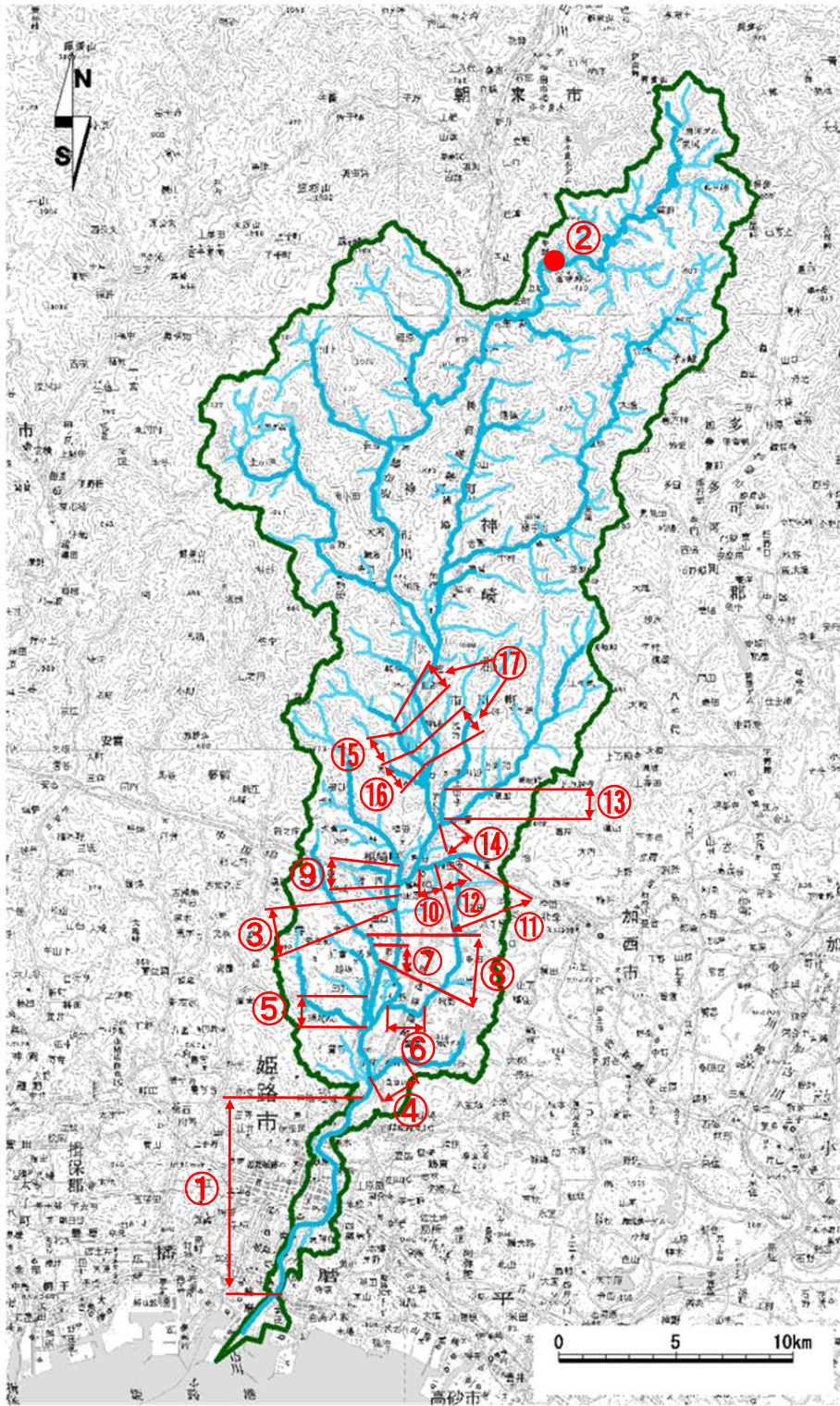
その後、昭和 56 年度から平成 9 年度にかけて、河川局部改良事業を実施した。また、昭和 41 年度より生野ダムの建設に着手して昭和 47 年度に完成した。

一次改修に引き続き同区間において治水安全度を向上させるため改修に着手した。平成 13 年度には河積阻害となっていた旧大庄屋井堰（固定堰）を撤去し、現在の潮止堰（ゴム堰）を完成する等、鋭意改修を進めている。

治水事業一覧

河川名	事業名	事業期間	主な事業内容等
市川	①都市基幹河川改修事業 （中小河川改修事業）	S25～	区間：妻鹿地先～砥堀地先 延長：L=11,020m 内容：築堤、掘削
	②生野総合開発事業	S41～S47	治水容量：3.2 百万m ³ 利水容量：14.6 百万m ³
	③河川局部改良事業	S56～H9	延長：L=593m
神谷川	④河川災害復旧助成事業	H2～H5	延長：L=1,760m
矢田部川	⑤河川局部改良事業	S52～S63	延長：右岸 L=755m 左岸 L=770m
平田川	⑥河川局部改良事業	S49～H10	延長：L=1,530m
恒屋川	⑦河川激甚災害対策特別緊急事業	H2～H6	延長：L=1,710m
	⑧小規模河川改良事業	H3～H9	延長：L=2,050m
七種川	⑨小規模河川改良事業	S41～S55	延長：右岸 L=1,035m 左岸 L=900m
雲津川	⑩河川局部改良事業	S45～S54	延長：L=380m
	⑪小規模河川改良事業	S58～H9	延長：L=480m
	⑫小規模河川改良事業	S62～H10	延長：L=910m
小畑川	⑬小規模河川改良事業	S47～H3	延長：右岸 L=2,003m 左岸 L=970m
	⑭小規模河川改良事業	H1～完了	延長：右岸 L=1,770m 左岸 L=1110m
振古川	⑮河川局部改良事業	S42～S48	延長：L=600m
	⑯河川局部改良事業	S48～S59	延長：L=400m
	⑰総合流域防災事業	H19～	延長：下流 L=900m 上流 L=1,100m

出典：市川水系河川整備基本方針



市川水系 治水事業位置図

【野田川水系】

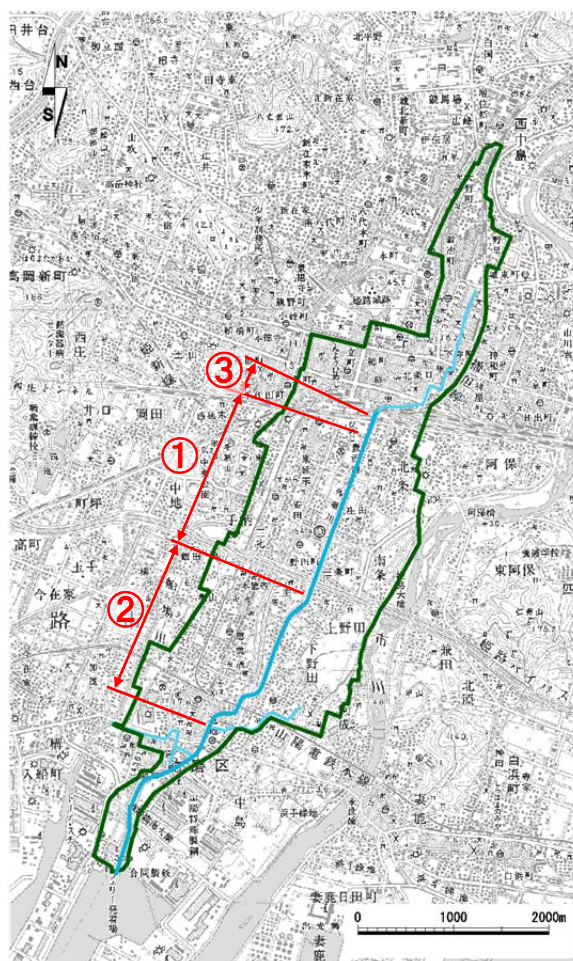
野田川では、昭和 40 年 9 月（台風 23 号）の高潮被害を契機に、昭和 48 年度より播磨高潮対策事業として、三ノ切橋下流の本格的な河川改修が進めてきた。平成 12 年度に野田川排水機場が完成し、ポンプは計画 3 台のうち 2 台が設置されている。

三ノ切橋上流の外堀川でも、同時期に都市小河川改修事業で改修が進めてきたが、昭和 51 年 9 月（台風 17 号）平成 2 年 9 月（台風 19 号）などの洪水では大きな被害を受けた。また、平成 9 年度から平成 17 年度にかけて、三国橋上流を対象に都市基盤改修事業を実施した。

飾磨防潮水門下流は、おおむね整備が完了している。

治水事業一覧

河川名	事業名	事業期間	主な事業内容等
野田川	①播磨高潮対策事業	S48～	区間：三ノ切橋下流
外堀川	②都市小河川改修事業	S47～S62	区間：三ノ切橋上流
	③都市基盤河川改修事業	H9～H17	区間：三国橋上流



野田川水系 治水事業位置図

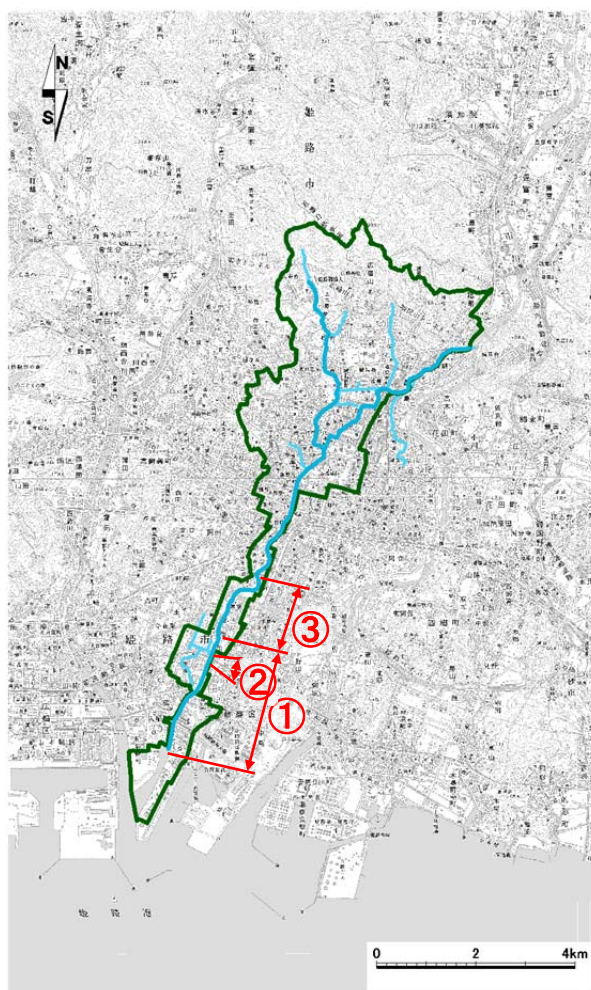
【船場川水系】

船場川では、昭和 43 年度から平成 4 年度にわたり、河口から構南橋の約 2.6 km の区間で高潮対策事業を実施した。このうち、山陽電鉄橋梁を含む 0.4 km の区間では、昭和 51 年度から昭和 56 年度にわたり激甚災害対策特別緊急事態を実施した。また昭和 58 年度より構南橋から生矢橋の約 1.5 km の区間では広域一般河川改修事業を実施している。近年ではあわせて上流域において、洪水調整施設の整備を進めている。

治水事業一覧

河川名	事業名	事業期間	主な事業内容等
船場川	①高潮対策事業	S43～H4	区間：河口から構南橋 延長：L=2,570m
	②激甚災害対策特別緊急事業	S51～S56	区間：山陽電鉄橋梁 延長：L=400m
	③都市一般河川改修事業	S58～	区間：構南橋から生矢橋 延長：L=1,535m

出典：船場川水系河川整備計画



船場川水系 治水事業位置図

【夢前川水系】

夢前川では、京見橋から書写橋までの約 8.8km の区間で、昭和 35 年度から昭和 61 年度にわたり夢前川整備事業を実施した。平成元年度からは、夢前町置本地先から宮置橋までの約 2.2km の区間で総合流域防災事業を実施している。

菅生川では、夢前川合流点から宮前橋までの約 1.2km の区間で、昭和 35 年度から昭和 61 年度にわたり夢前川整備事業を実施した。また、六角橋から新在家橋の約 3.0km 区間で、平成 2 年から平成 5 年にわたり、災害復旧助成事業を実施した。

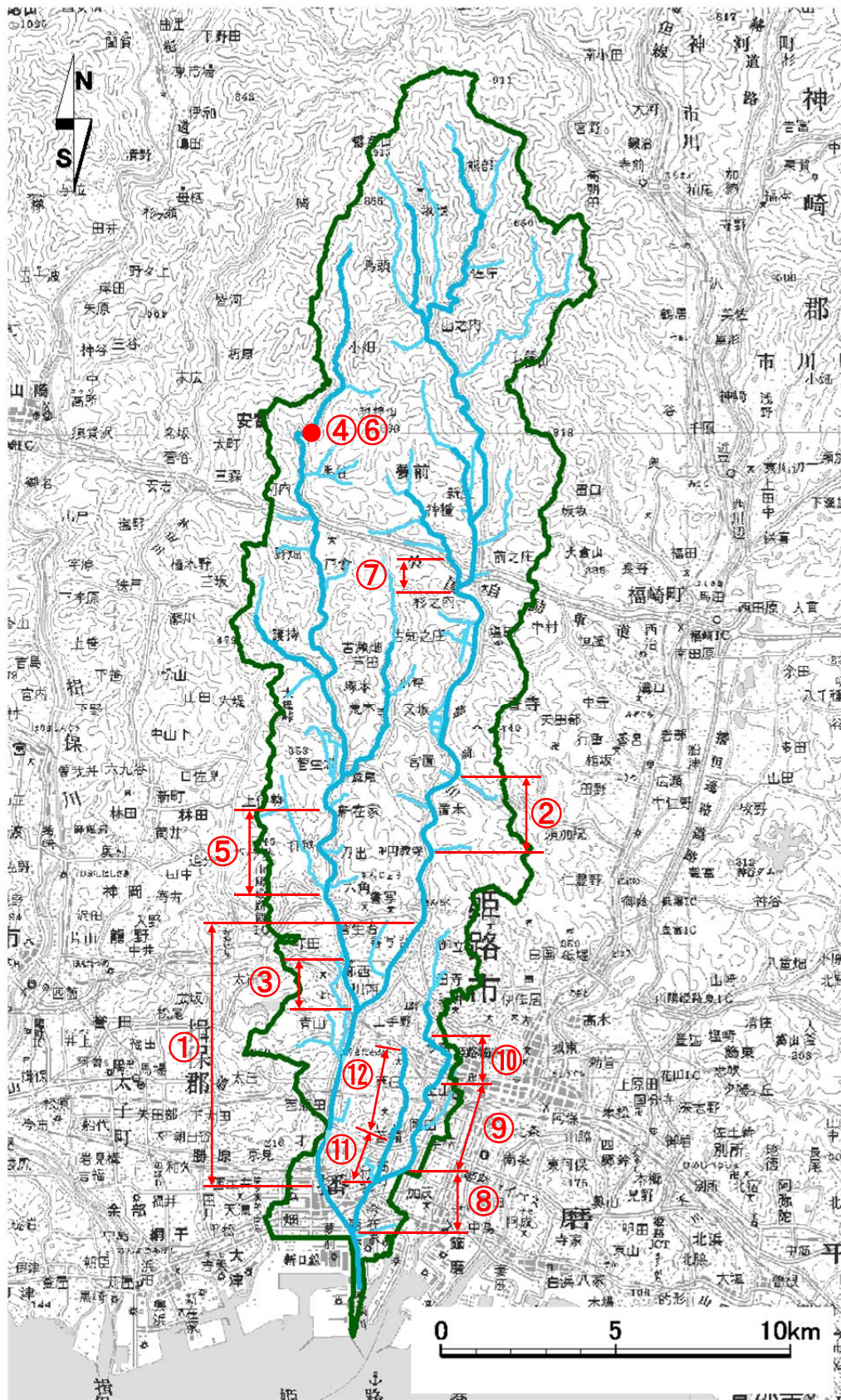
水尾川では、夢前川合流点から玉手橋までの 3.2km の区間で、昭和 43 年度から播磨高潮対策事業を実施している。昭和 57 年度から平成 9 年にわたり、上流の JR 姫新線大井川橋梁上流までの 2.7km の区間で、小規模河川改修事業を実施した。さらに上流区間については、昭和 55 年度より、姫路市による都市基盤河川改修事業が実施され、現在も継続中である。

大井川では、水尾川合流点から山陽本線までの 1.4km の区間で、昭和 43 年度から播磨高潮対策事業を実施している。さらに上流区間については、昭和 47 年度より、姫路市による都市基盤河川改修事業が実施され、現在も継続中である。

治水事業一覧

河川名	事業名	事業期間	主な事業内容等
夢前川	①夢前川整備事業	S35～S61	区間：京見橋から書写橋 延長：L=8,800m
	②総合流域防災事業	H1～	区間：置本地先から宮置橋 延長：L=2,220m
菅生川	③夢前川整備事業	S35～S61	区間：夢前川合流点から宮前橋 延長：L=1,080m
	④菅生治水ダム建設事業	S44～S53	
	⑤河川災害復旧助成事業	H2～H5	区間：六角橋から新在家橋 延長：L=2,940m
	⑥菅生ダム堰堤改良事業	H19～H22	
明神川	⑦河川局部改良事業	S44～H12	延長：L=960m
水尾川	⑧播磨高潮対策事業	S43～	区間：水尾川合流点から玉手橋 延長：L=3,160m
	⑨都市基盤河川改修事業	S55～H23	延長：L=1,234m
	⑩小規模河川改良事業	S57～H9	区間：JR 姫新線大井川橋梁上流まで 延長：L=2,680m
大井川	⑪播磨高潮対策事業	S43～	区間：水尾川合流点から山陽本線 延長：L=1,390m
	⑫都市基盤河川改修事業	S47～	延長：L=2,656m

出典：夢前川水系河川整備計画検討委員会資料



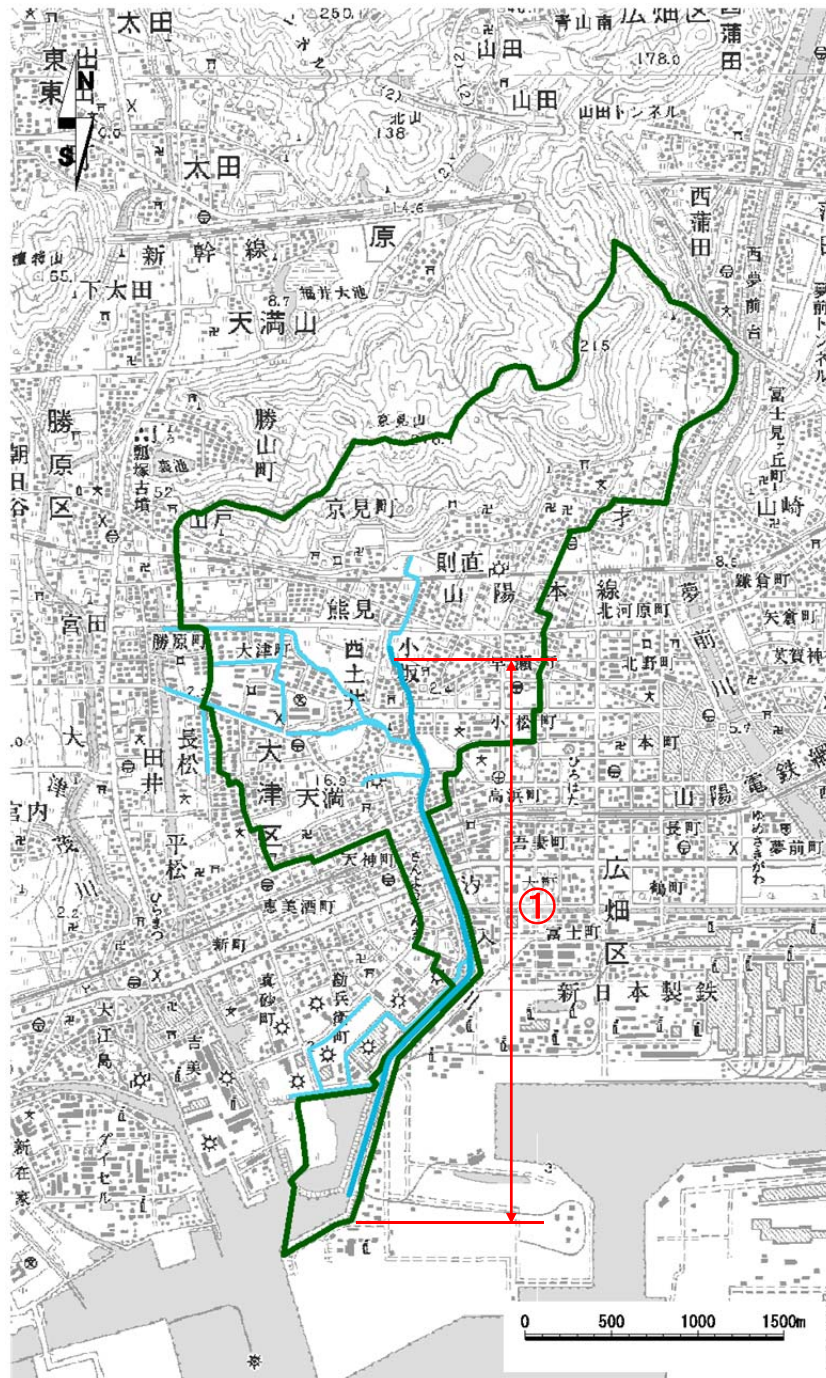
夢前川水系 治水事業位置図

【汐入川水系】

汐入川では、昭和 44 年度より播磨高潮対策事業を実施した。

治水事業一覧

河川名	事業名	事業期間	主な事業内容等
汐入川	① 播磨高潮対策事業	S44～完	区間：河口から大津区新町 2 丁目 延長：L=3,350m 内容：築堤、掘削、護岸、排水機場



汐入川水系 治水事業位置図

【大津茂川水系】

大津茂川では、河口から向西橋までの約 2.3km の区間で、昭和 40 年度から昭和 60 年度にわたり、播磨高潮対策事業を実施した。また、向西橋から上太田橋までの約 4.7km の区間で、昭和 49 年度から昭和 55 年度にわたり、河川激甚災害対策特別緊急事業を、昭和 55 年度から昭和 58 年度にわたり、河川局部改良事業を実施した。さらに、上太田橋から長林橋までの約 10.5km の区間で、昭和 49 年度～昭和 52 年度にわたり災害復旧助成事業を実施した。

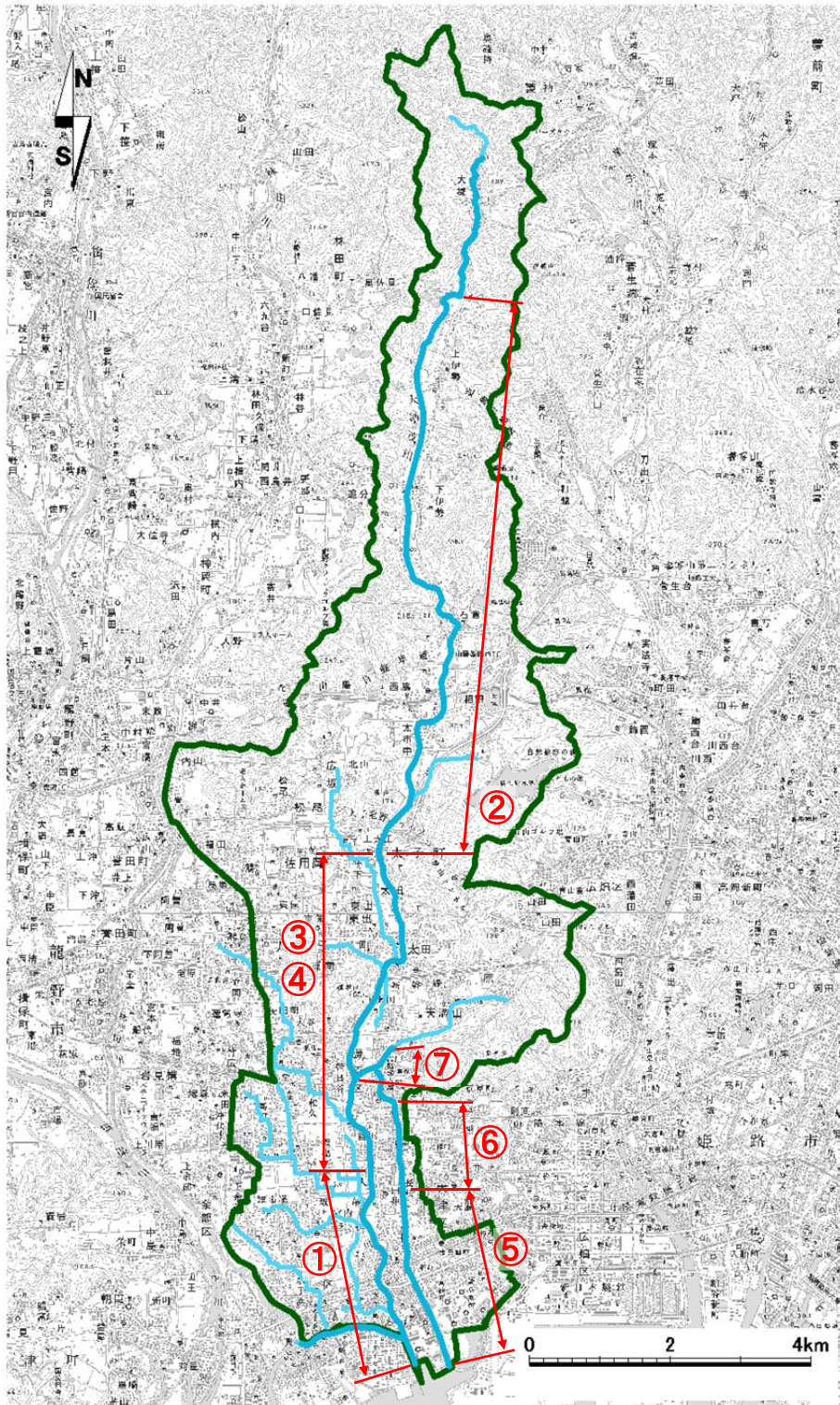
西汐入川では、昭和 40 年度から昭和 60 年度にわたり、河口から宮長橋までの約 2.9km の区間で、播磨高潮対策事業を実施した。また、昭和 55 年度から昭和 58 年度にわたり、宮長橋から下太田川合流点までの約 1.4km の区間で、姫路市による都市小河川改修事業を実施した。

西汐入川放水路では、昭和 49 年度から昭和 55 年度にわたり、河口から法定河川上流端までの約 0.8km の区間で、河川激甚災害対策特別緊急事業を実施した。

治水事業一覧

河川名	事業名	事業期間	主な事業内容等
大津茂川	①播磨高潮対策事業	S40～S60	区間：河口から向西橋 延長：L=2, 280m
	②災害復旧助成事業	S49～S52	区間：上太田橋から長林橋 延長：L=10, 500m
	③激甚災害対策特別緊急事業	S49～S55	区間：向西橋から上太田橋 延長：L=4, 680m
	④河川局部改良事業	S55～S58	区間：向西橋から上太田橋 延長：L=4, 680m
西汐入川	⑤播磨高潮対策事業	S40～S60	区間：河口から宮長橋 延長：L=2, 935m
	⑥都市小河川改修事業	S55～S58	区間：宮長橋から下太田川合流点 延長：L=1, 360m
西汐入川放水路	⑦激甚災害対策特別緊急事業	S49～S55	区間：河口から法定河川上流端 延長：L=780m

出典：大津茂川水系河川整備基本方針（案）



大津茂川水系 治水事業位置図

② 洪水調節施設の整備状況

計画地域には、洪水調節施設として、生野ダム（市川）、菅生ダム（夢前川）、船場川調節施設（整備中）、辻井川（準用河川）雨水貯留施設がある。

【生野ダム】

生野ダムは、昭和 30 年以來、姫路市を中心とする急激な人口増加と播磨工業整備特別地域の指定に伴う都市用水の需要に対応するとともに、市川沿いの地域を洪水から守ることを目的とした多目的ダムとして昭和 47 年度に完成した。

位置	朝来市生野町		
型式	重力式コンクリートダム		
事業期間	1963 年～1972 年		
堤高	56.5m	湛水面積	90ha
堤頂長	220m	総貯水容量	18000 千 m^3
堤体積	150 千 m^2	有効貯水容量	17000 千 m^3
流域面積	49 km^2	着手/竣工	1963/1972

出典：ダム便覧



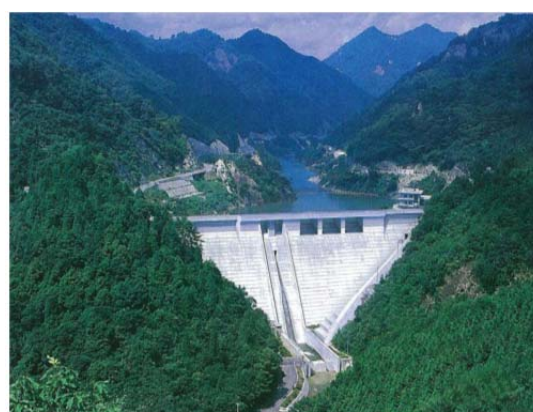
出典：兵庫県HP

【菅生ダム】

菅生ダムは、播磨工業地帯の背後地として急速に宅地化が進んだ菅生川沿川の洪水対策と菅生川の既得水利に対する水の補給等を目的に治水ダムとして、53 年度に完成した。また、ダム管理の省力化と洪水調節の確実性を向上させるため、ゲートレス化工事を行い、平成 23 年 1 月より自然調節ダムに改良された。

位置	姫路市夢前町筋野		
型式	重力式コンクリートダム		
事業期間	1970 年～1978 年		
堤高	55.7m	湛水面積	13ha
堤頂長	157m	総貯水容量	1950 千 m^3
堤体積	99 千 m^2	有効貯水容量	1700 千 m^3
流域面積	8.7 km^2	着手/竣工 ※堰堤改良事業	1970/1978 *2005/2010

出典：ダム便覧



出典：兵庫県HP

【船場川調節施設】

船場川調節施設は、平成 16 年 10 月の台風 23 号により船場川が溢水し被害が発生したため、河川氾濫の防止を目的として計画された。洪水時には、河道沿いの横越流堰（分水堰）から河川水を分水し、導水路を介して競馬場内の調節池にて一時的に貯留することにより、分水地点下流域の洪水時流量を軽減する。

調節池	貯留量	120,000m ³
	調節池水深	7.3m
導水路	導水路径	3,500mm
分水堰	分水量	16m ³ /s
	分水方式	横越流方式



出典：船場川調節施設等整備事業パンフレット

【辻井川雨水貯留施設】

準用河川の辻井川における辻井川雨水貯留施設は、宅地化の進行に伴って増加する浸水被害の軽減を目的として建設された。平成 15 年 4 月に供用を開始し、平成 23 年度から貯留量を増強する第 2 期工事に着手し、平成 25 年度に完成した。

貯留容量	V=27,400m ³ (第 1 期工事 V=13,700m ³ 第 2 期工事 V=13,700m ³)
寸法	平面 86.25m × 77.37m × 内空高 5.00m (第 1 期工事 43.125m × 77.37m × 5.00m 第 2 期工事 43.125m × 77.37m × 5.00m)



出典：姫路市HP

③ 河川の課題

計画地域では、昭和 38 年 6 月、昭和 40 年 9 月、昭和 51 年 9 月、平成 2 年 9 月平成 16 年 8 月、平成 16 年 10 月等、度重なる被害を受けており、計画的に河川の整備、維持に取り組んでいる。しかし、河川改修事業は、物理的・社会的・財政的な視点から見て長期間を要する。このような状況を踏まえ、整備途上段階での施設能力を超える洪水の発生や、計画規模を上回る洪水の発生にも備えておく必要がある。

(2) 流域の下水道

① 下水道（雨水）の整備状況

計画地域では、福崎町、姫路市、高砂市、太子町の公共下水道・特定環境保全公共下水道の整備を計画しており、浸水被害の軽減に向け整備を実施している。

下水道（雨水）事業の整備率

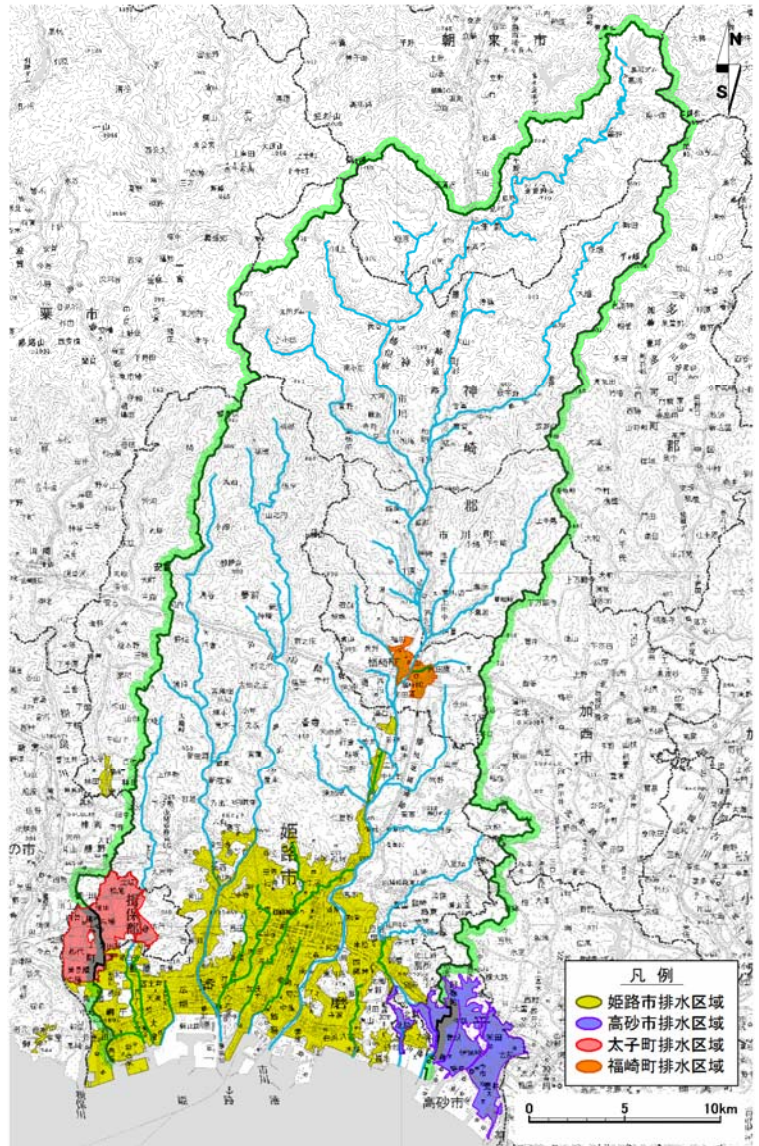
市町	下水道の種類	雨水排水区域面積 (ha)	雨水整備済み面積 (ha)	整備率
福崎町 ^{※2}	福崎町公共下水道	149	9	6%
姫路市 ^{※1}	姫路市公共下水道	9,927	3,487	35%
	特定環境保全公共下水道			
高砂市 ^{※2}	高砂市公共下水道	824	24	3%
太子町 ^{※2}	太子町公共下水道	780	246	32%

※1：姫路市は、平成24年度末時点における姫路市全域での値を記載

※2：福崎町、高砂市、太子町は、平成25年現在における計画地域に係る雨水排水区域の値を記載

② 下水道の課題

下水道整備は、それぞれの下水道計画に基づき、進めているが、年超過確率1/5～1/10で発生する規模の降雨（42.6～49.5mm/hr程度）に対する整備には、膨大な事業費と期間を要する。また、計画規模を上回るような集中豪雨には対応できないため、下水道対策だけで浸水被害を軽減することは限界がある。



下水道（雨水）区域位置図

(3) 総合治水の必要性

こうした現状や課題を踏まえ、これまでの河川下水道対策に加え、雨水の一時的な貯留や地下への浸透などの流域対策や、浸水が発生した場合にも被害の軽減を図る減災対策を効果的に組み合わせて実施する総合治水を、地域の特性や課題に応じ、計画地域全体で取り組む必要性が高まっている。

2. 総合治水の基本的な目標

2-1. 計画地域

計画の地域は、姫路市、高砂市、朝来市、市川町、福崎町、太子町、神河町にまたがる天川流域、西浜川流域、八家川流域、市川流域、野田川流域、船場川流域、夢前川流域、汐入川流域、大津茂川流域及びその他海域への直接放流域とする。

2-2. 計画期間

計画の期間は、平成 25 年度から概ね 10 年間とする。

総合治水は、浸水被害軽減を目指して、多様な主体が連携して、多岐に亘る取り組みを継続するものであることから、概ね 10 年後を見据えて、共通の認識を持って取り組むこととする。

なお、本計画に位置付ける取り組みは、策定（見直し）時点で関係者間の調整が整っているなど記述可能なものに限られており、総合治水を推進していくためには、各主体が計画期間に推進する取り組みを充実させる必要がある。

このため、本計画については、取り組みの進捗状況や災害の発生状況、社会情勢の変化等を勘案して、適宜見直すこととする。

2-3. 基本目標

計画地域では、人的被害の回避又は軽減並びに県民生活及び社会経済活動への深刻なダメージを回避するため、下記の対策を組み合わせた「総合治水」を推進する。

■ ながす：河川下水道対策

県及び市町は、策定から概ね 30 年の計画期間の河川整備計画¹⁾に位置付けられた計画に対して、本計画の計画期間で実施し得る整備を着実に進めることを目標として、河道改修や洪水調節施設の整備を行うとともに、適切な維持管理として、緊急的な対策や修繕工事を適宜実施する。

市町は、それぞれの下水道計画に基づき、本計画の計画期間で実施し得る整備を着実に進めることを目標として、下水道整備を行うとともに、適切な維持管理を行う。

1) 河川整備計画：河川の整備が河川整備基本方針に沿って計画的に行われることとなる河川の区間について、地方公共団体や地域住民の意見を反映し、概ね 20～30 年の間に実施する河川工事、河川の維持の両面にわたり河川整備の全体像を定めるもの。

■ ためる：雨水を一時的に貯留・地下に浸透させる流域対策

県、市町及び県民は、河川、下水道や水路などへの雨水の流出を抑制し、溢水などによる浸水被害を軽減することを目標として、浸水被害が頻発している地域を中心に、計画地域内のそれぞれの地域に応じた流域対策を実施する。

また、計画地域では、すでに校庭貯留等の整備を実施していることから、今後はこうした先導的な取り組み事例をトップランナーとして各地区への取り組みを拡大していく。

実施にあたっては、各地区において、効果的な取り組みとなるよう連携を図るとともに、様々な土地・施設の所有者・管理者それぞれが実施可能な対策を積み上げていくよう継続した対策の推進を図る。

■ そなえる：浸水した場合の被害を軽減する減災対策

河川下水道対策と流域対策を講じても計画規模を上回る洪水や整備途上での施設能力を上回る洪水により、甚大な浸水被害が発生することも想定される。このため、人的被害の回避を最優先とし、県民生活や社会経済活動への深刻なダメージを回避・軽減することを目標として、避難対策に重点的に取り組むとともに、建物の耐水化など被害を小さくする取り組みや、被災しても県民生活等が早期に再建する取り組みを進める。

3. 総合治水の推進に関する基本的な方針

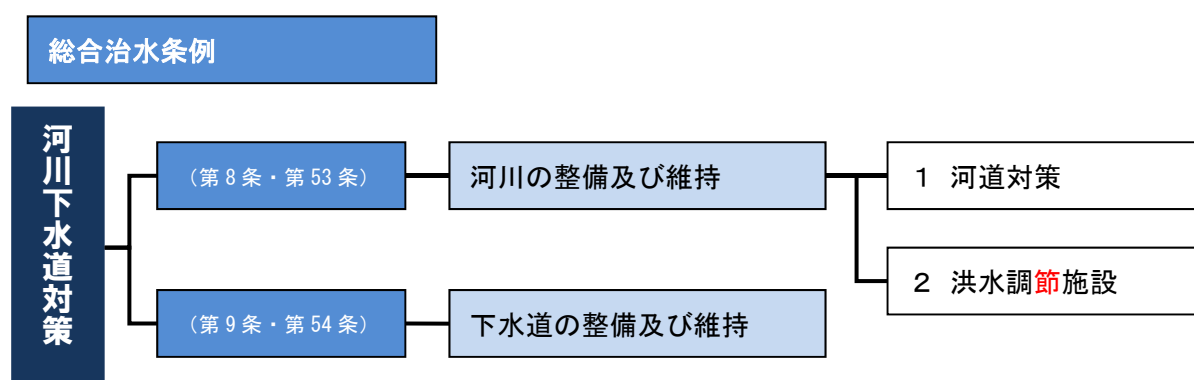
3-1. 全般

県及び市町は、河川下水道対策を実施することはもちろんであるが、互いに連携して県民に啓発しながら、県民と協力して河川下水道対策、流域対策、減災対策を推進する。

- 県の責務…… 総合治水に関する総合的・計画的な施策の策定・実施。
- 市・町の責務… 各地域の特性を生かした施策の策定・実施。
- 県民の責務… 雨水の流出抑制と浸水発生への備え。
行政が実施する総合治水に関する施策への協力。

3-2. 河川・下水道対策

市川や夢前川をはじめとした二級河川を管理する県と、内水対策を所管する市町が連携し、適切な役割分担のもと、具体的な整備スケジュールなどの調整を十分図り、効果的で効率的な河川下水道対策に取り組む。



河川下水道対策の実施内容

(1) 河川対策

県は、「市川水系河川整備計画」、「船場川水系河川整備計画」、「八家川水系河川整備計画」、「野田川水系河川整備計画」に基づき、河川の整備及び維持を行う。

河川整備は、これまでの洪水被害等の各河川の特性を踏まえ、計画規模の洪水を安全に流下させることを目標として、下表に示す築堤、河床掘削等の整備内容のうち、本計画期間内で実施し得る整備を着実に実施する。また、局所的なボトルネック箇所についても上下流バランスに配慮しながら、適切な対策に努める。

県は、河道や河川管理施設の維持管理、許可工作物や河川占用への対応、水量・水質の保全について、河川の特性、整備の段階を考慮し、洪水等による災害の防止・軽減、河川の適正な利用および河川環境の整備と保全といった治水・利水・環境の視点から、調和がとれた機能が十分に発揮できるよう、関係機関と調整を図り、適切な維持管理を行う。また、市町が管理する河川等についても、同様に適切な維持管理を行う。

河川整備計画に位置付けられた今後の河川対策

水系名	策定年月	整備期間	河川名	内容	延長 (m)
八家川 水系	平成 24 年 7 月	概ね 30 年	八家川	築堤、護岸整備、河床掘削、橋梁架替 (6 橋)	3,200
				防潮水門、ポンプ場の整備、洪水調整施設の整備	—
市川 水系	平成 22 年 3 月	概ね 30 年	市川	築堤、護岸整備、河床掘削、JR 橋梁基礎補強、堰改築 (2 基)	5,100
		概ね 30 年	振古川	築堤、河道拡幅、河床掘削	2,000
野田川 水系	平成 17 年 6 月	概ね 30 年	野田川	排水機場ポンプ増設 (1 台)	—
船場川 水系	平成 22 年 2 月	概ね 30 年	船場川	築堤、護岸、河床掘削、橋梁架替 (9 橋)、堰改築 (2 基)	2,080
				洪水調節施設の整備	—
夢前川 水系	平成 25 年度末 (予定)	概ね 30 年	夢前川	河床掘削、護岸、橋梁架替、堰改築 等	5,300
		概ね 30 年	菅生川	河床掘削、河道拡幅、護岸、堰改築	4,300
		概ね 30 年	水尾川	河床掘削、護岸、捷水路 等	3,500
		概ね 30 年	大井川	河床掘削、河道拡幅、護岸 等	1,200

注：夢前川水系については、今年度内に夢前川水系河川整備計画を策定を予定しており、内容については変更の可能性がります

(2) 下水道対策

市町は、それぞれの下水道計画に基づき、年超過確率 1/5～1/10 の規模の降雨に対して浸水が発生しないように計画的な整備を行う。

また、その機能が十分に発揮できるよう、維持管理を行う。

下水道（雨水）事業の概要

県・市	下水道の種別	計画降雨
姫路市	姫路市公共下水道	49.5mm/hr (年超過確率 1/10)
福崎町	福崎町公共下水道	46.0mm/hr (年超過確率 1/7)
高砂市	高砂市公共下水道	42.6mm/hr (年超過確率 1/7)
太子町	太子町公共下水道	42.8mm/hr (年超過確率 1/5)

注：朝来市、神河町、市川町には、下水道（雨水）事業は計画されていない。

3-3. 流域対策

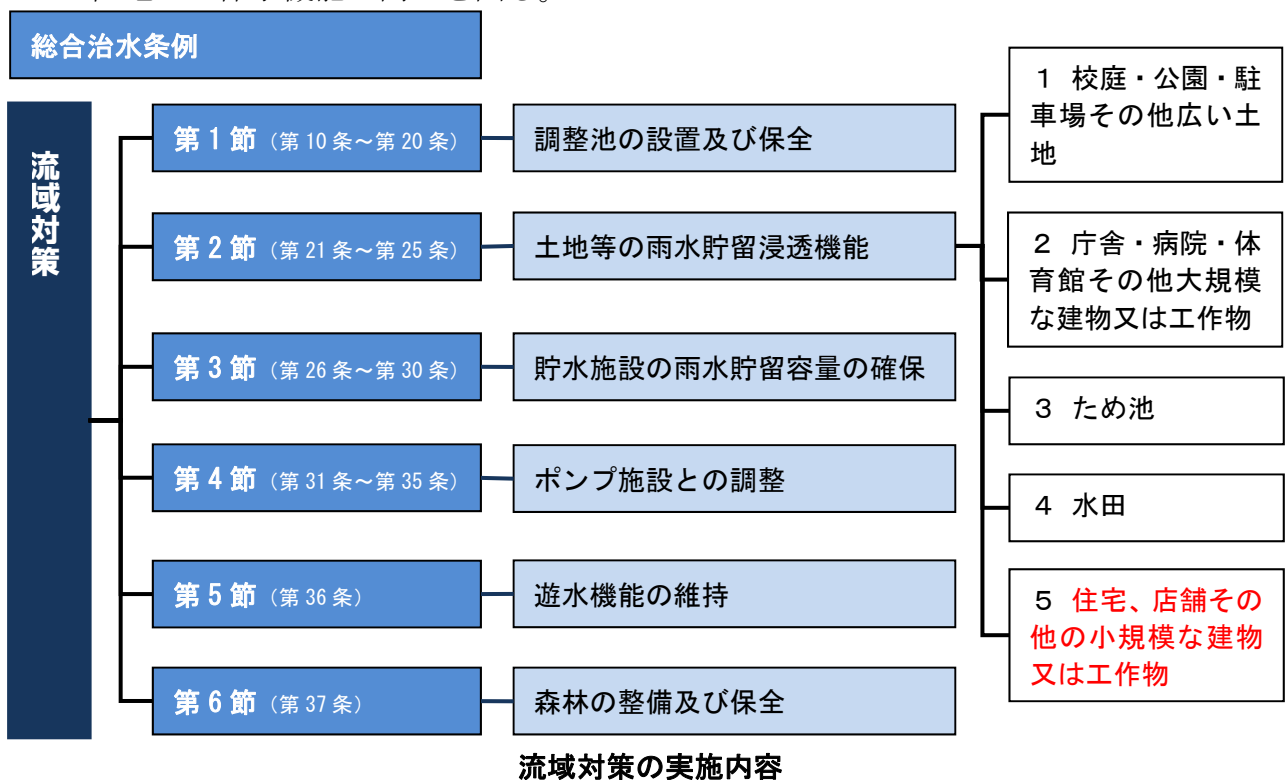
計画地域の大部分は、森林や農地となっている一方で、計画地域南部では臨海部が播磨工業地帯を形成する等、市街地が占めている。

このため、流出抑制機能の高い森林や農地の保全を図るとともに、各地域の特性に応じ、ため池や水田、学校や公園などの地域資源の有効活用を検討し、新たに雨水貯留を実施することにより、地先での浸水被害の軽減や、河川や下水道などへの雨水の流出を抑制する。

市街地が広がる計画地域南部では、特に、官公庁、大規模公共施設等の駐車場や学校の校庭等において、貯留機能の確保に努めるとともに、浸透機能の向上を図るため、道路や駐車場等における透水性舗装や浸透側溝の整備等の浸透対策を推進する。

水田が広がる計画地域中部では、特に、ため池での洪水吐や取水施設の改良や事前放流、水田への雨水貯留用せき板設置等による雨水貯留等、雨水貯留浸透機能の向上を図る。

山地が大半を占める計画地域北部では、特に、緊急防災林整備、里山防災林整備、針葉樹と広葉樹の混交林整備を継続し、土砂流出の抑制や水源涵養機能等、山地での保水機能の向上を図る。



(1) 地区に応じた対策

流域対策は、様々な土地・施設の所有者・管理者それぞれが実施可能な対策を実施したり保全することで、雨水の流出を抑制するものである。

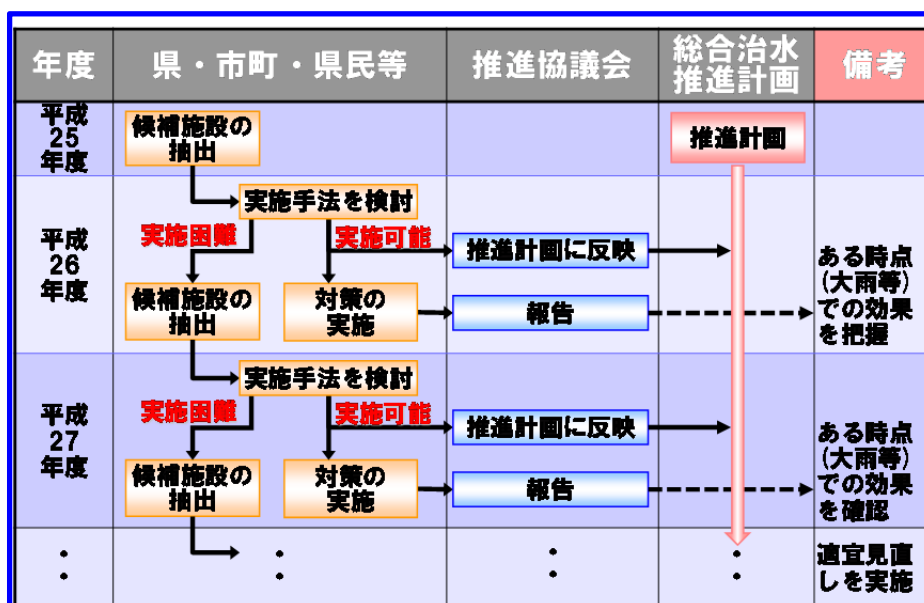
特に、浸水常襲地域では取り組みを強化することが重要であるが、その取り組みの効果は、浸水地域周辺や上流に存在する施設の分布、浸水原因等により、地区毎に異なる。このため、各地区において、効果的な取り組みとなるよう県・市町・県民が連携を図り、適切な役割分担のもと、対策を行うことが重要である。

(2) 対策の積み上げ

流域対策は、対策施設毎の規模や効果は小さくても、これら施設を積み上げていくことで、その総量として、地先の浸水被害の軽減等に効果を発揮することから、様々な土地・施設の所有者・管理者が協力の上、それぞれが実施可能な対策を、規模の大小にかかわらず早期に実施していくことが望まれる。

このため、県及び市町は、様々な流域対策の取組事例やその効果等について普及啓発を図り、対策の積み上げを推進していく。

また、実施環境が整った対策については、推進協議会において報告し、本計画へ反映することで推進計画の充実を図る。



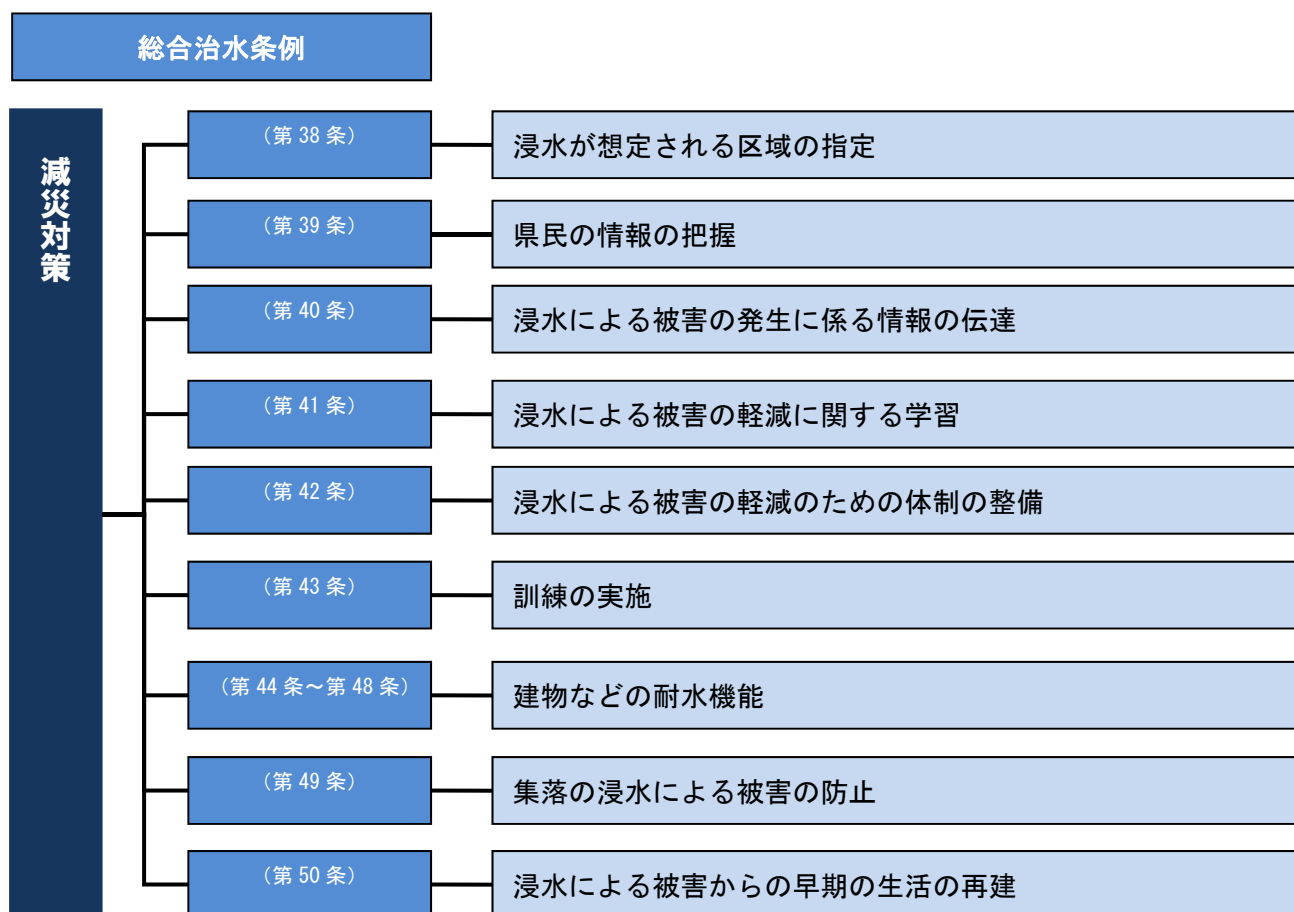
3-4. 減災対策

県、市町及び県民は、平常時から水害リスクを十分認識し、迅速・円滑な情報伝達・避難体制を整備することが重要である。また、災害時要援護者の避難が円滑に行える体制づくりが必要である。

これらを踏まえた上で、人命を守ることを第一に考え、避難対策に重点的に取り組むことと合わせ、水害が発生した場合でも被害を小さくする対策、被災しても速やかに再建できる対策について、総合治水条例に掲げる以下の対策を進める。

減災対策については、地域特性に応じた様々な対策が各市町で取り組まれており、これら取り組みの情報共有を図り、県、各市町や県民の今後の効果的な取り組みにつながるよう努める。

なお、避難対策等については、災害対策基本法に基づき各市町が定める地域防災計画に具体的に記載されるが、本推進計画で記載する内容と整合し、かつ連動する必要があるため、必要に応じ、地域の防災計画の追記・修正を行う。



減災対策の実施内容

4. 河川下水道対策

4-1. 河川の整備及び維持

県は、県が管理する河川について、河川整備計画に位置付けられた計画規模の洪水を安全に流下させることを目標として、河道改修や洪水調節施設の整備を行う。また、河川整備を実施するとともに、洪水時に河川管理施設が十分に機能するよう、必要に応じた堆積土砂の撤去により洪水が安全に流下できるようにする等、適切な維持管理を行う。

八家川水系においては、計画基準点 糸引橋で $70\text{m}^3/\text{s}$ を安全に流下させる計画に基づき、河積拡大の河川改修、洪水調節施設の整備を行うとともに、高潮堤防の嵩上げ、排水機場の設置により高潮対策を実施する。

市川水系においては、市川本川で計画基準点 生野橋で $2,300\text{m}^3/\text{s}$ を、支川振古川で市川合流点で $70\text{m}^3/\text{s}$ を、安全に流下させる計画に基づき、河積拡大の河川改修を進める。

野田川水系においては、計画基準点 飾磨防潮水門で $110\text{m}^3/\text{s}$ を安全に流下させる計画に基づき、高潮対策を推進する。

船場川水系においては、飯田橋から生矢橋の区間で実施中の都市一般河川改修事業を継続し、 $180\text{m}^3/\text{s}$ を、生矢橋から上流の区間で計画基準点 JR 山陽本線船場川橋梁地点で $110\text{m}^3/\text{s}$ を、安全に流下させる計画に基づき、河積拡大の河川改修に加え、姫路競馬場調節池の設置を行う。

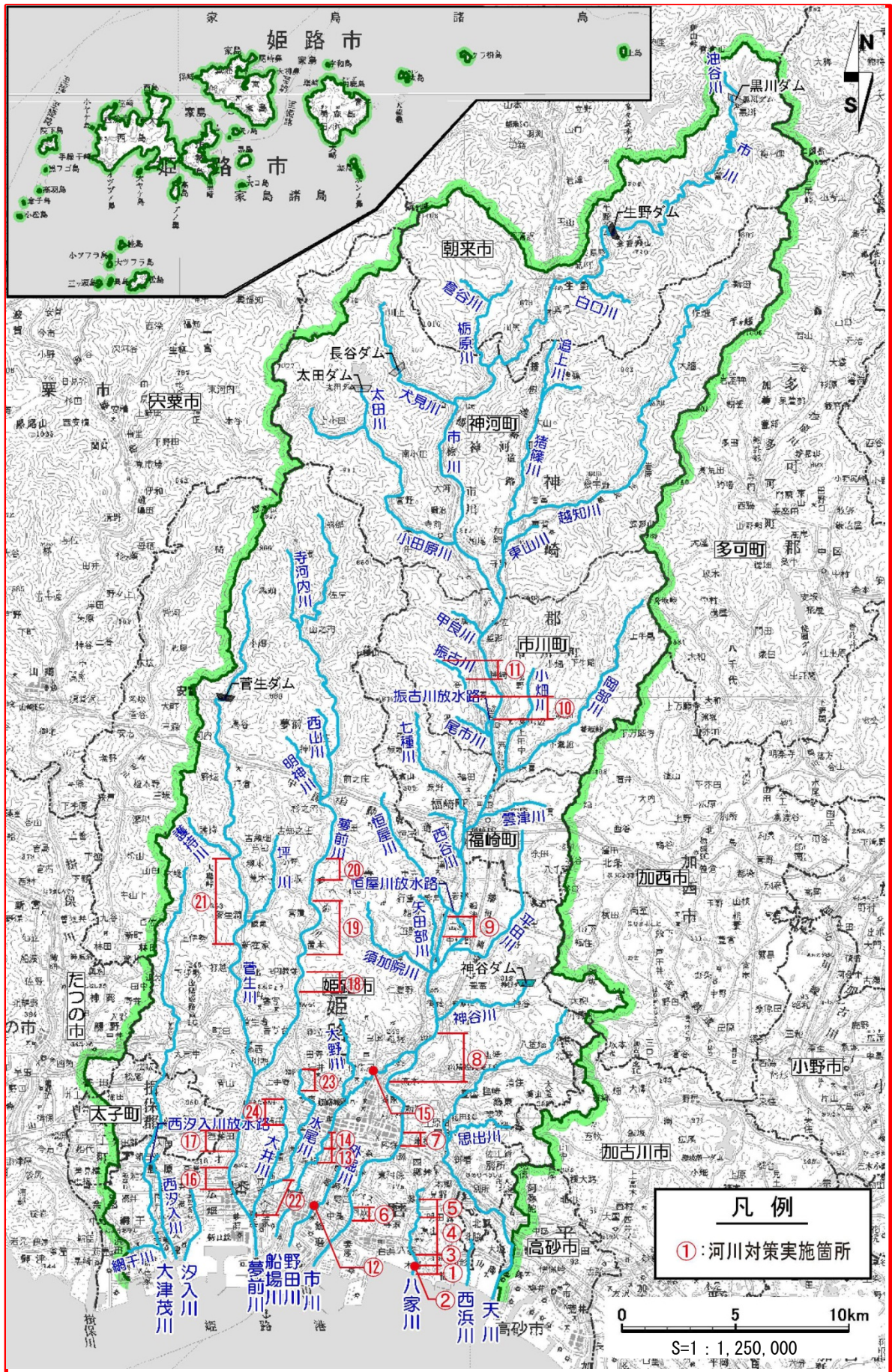
夢前川水系においては、計画基準点 夢前橋で $1,100\text{m}^3/\text{s}$ を流下させる計画に基づき、河積拡大の河川改修を進める。

また、市町は、それぞれが管理する準用河川や普通河川等の整備及び維持を行う。

河川整備計画に位置付けられた今後の河川対策

水系名	河川名	施工区間	延長 (m)	施工の内容	位置 番号
八家川 水系	八家川	河口～防潮水門	400	高潮堤防嵩上げ	1
		高水敷下流端	—	防潮水門、ポンプ場の整備	2
		防潮水門～三ツ橋	300	河床掘削	3
		三ツ橋～姫路バイパス	2,500	築堤、河床掘削、護岸整備、橋梁架替（6橋）	4
		明田川合流点～姫路バイパス	—	洪水調整施設の整備	5
市川 水系	市川	阿成地区	600	築堤、護岸、河床掘削	6
		JR 橋梁上下流区間	600	河床掘削、低水護岸、JR 橋梁基礎補強	7
		高木橋付近～生野橋付近区間	3,000	築堤、河床掘削、堰改築（花田堰、飾磨井堰）	8
		江鮒井堰上流	900	築堤	9
	振古川	市川合流点～JR 播但線	900	河床掘削、河道拡幅、築堤	10
		谷地区	1,100	河床掘削、河道拡幅、築堤	11
野田川 水系	野田川	野田川排水機場	—	野田川排水機場ポンプ増設（1台：12.33m ³ /s）	12
船場川 水系	船場川	飯田橋～生矢橋	800	築堤、護岸、河床掘削、橋梁架替（5橋）等	13
		生矢橋～JR 山陽本線船場川橋梁	1,280	築堤、護岸、河床掘削、井堰改築（2基）橋梁架替（4橋）等	14
		姫路競馬場	—	洪水調節施設の整備	15
夢前川 水系	夢前川	京見橋上流～山陽本線上流	300	河床掘削 等	16
		夢前大橋上流～山陽新幹線	800	河床掘削 等	17
		郷内井堰～山富橋	1,100	河床掘削、護岸、橋梁架替え堰改築 等	18
		山富井堰付近～宮置橋上流付近	2,500	河床掘削、護岸、堰改築 等	19
		糸田橋下流	600	河床掘削、護岸、堰改築 等	20
	菅生川	新在家橋～護塚橋	4,300	河床掘削、河道拡幅、護岸、堰改築 等	21
	水尾川	夢前川合流点～今在家東大橋	2,200	河床掘削、護岸 等	22
		辻井川合流点～法河川上流端	1,300	捷水路 等	23
大井川	山陽新幹線～国道2号	1,200	河床掘削、河道拡幅、護岸 等	24	

注：夢前川水系については、今年度内に夢前川水系河川整備計画を策定を予定しており、内容については変更の可能性があります

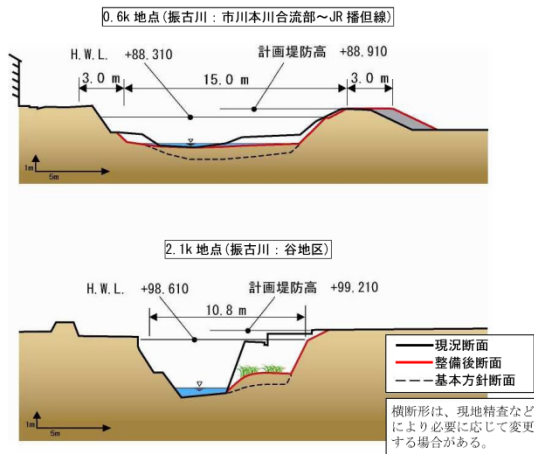


河川対策位置図

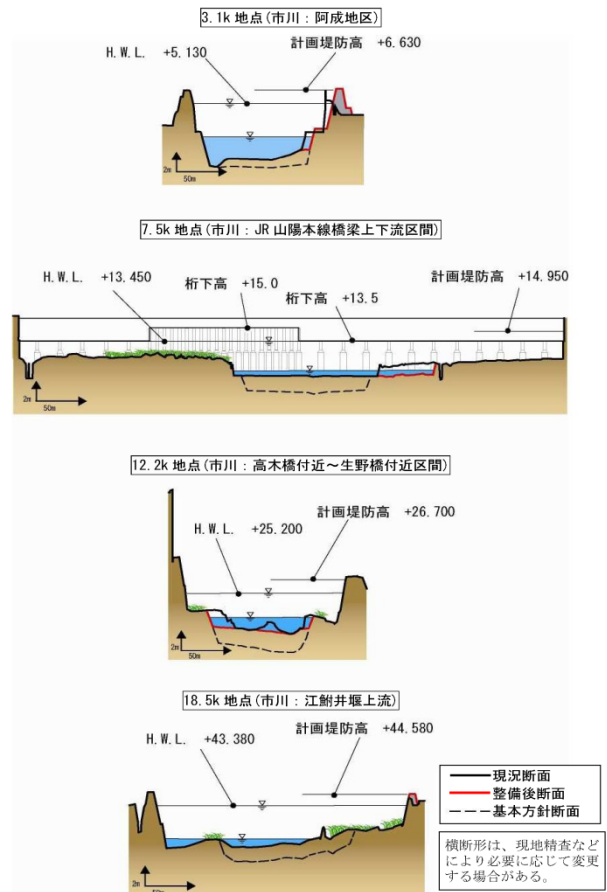
【市川水系】

市川流域では、目標流量を安全に流下させることを目標に、現地の状況に応じて築堤、河道拡幅及び河床掘削によって河積の増大を図る。

なお、築堤河川となっており氾濫により姫路市中心市街地が浸水すると予想される河口から生野橋の区間を優先的に整備して、沿川住民の貴重な生命と財産を守る。



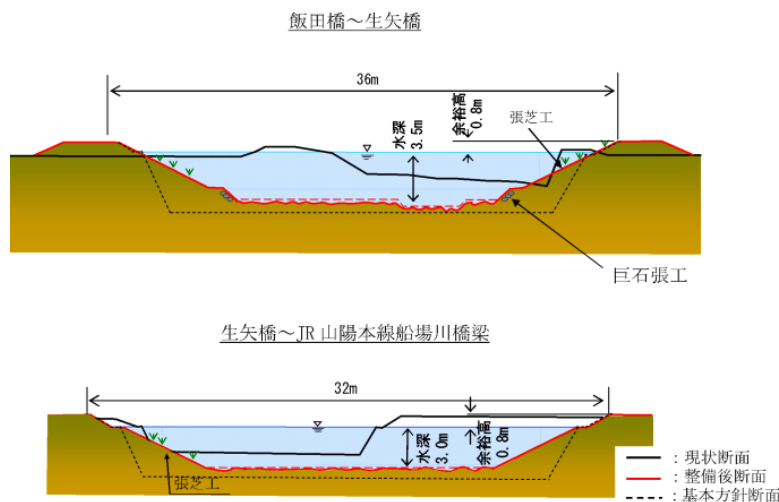
振古川整備横断イメージ



市川整備横断イメージ

【船場川水系】

船場川流域では、目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅および河床掘削による河積の増大、並びに洪水調節施設の整備により洪水被害の軽減を図る。また、JR 山陽本線から上流においては、狭窄部の解消に努めるものとする。



注) 横断図の赤線は改修後の河川幅を例として示すが、左岸側に拡幅するか、右岸側に拡幅するかは今後検討する

図2.1.2 船場川整備横断イメージ

船場川整備横断イメージ



姫路競馬場調節池全体平面図

平常時



洪水時

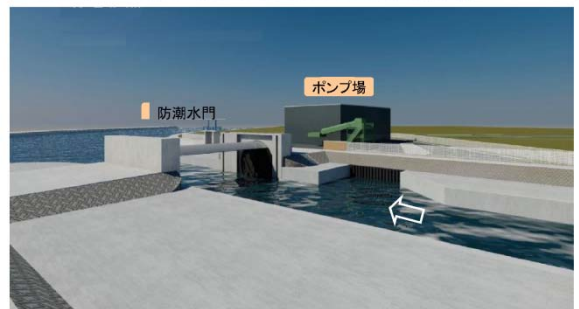
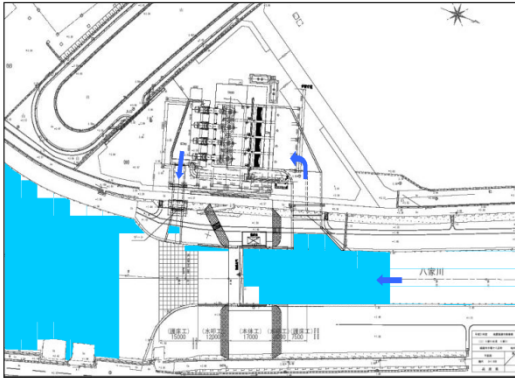
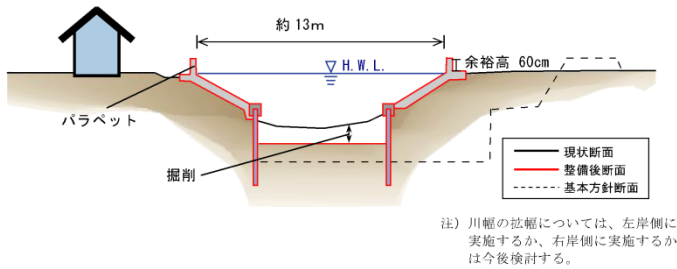


姫路競馬場調節池のイメージパース

【八家川水系】

八家川流域では、目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅および河床掘削による河積の拡大、並びに洪水調節施設の整備により洪水被害の軽減を図る。高潮時の浸水対策として、高潮堤防の嵩上げ及び防潮水門を整備するとともに水門閉鎖時においても洪水を安全に流下できるようポンプ場の整備により流出水をポンプで強制排水する。

三ツ橋～姫路バイパス区間（糸引橋上流地点）



【野田川水系】

高潮対策として、野田川排水機場においてポンプ（ $12.33 \text{ m}^3/\text{s}$ ）を1台増設する。

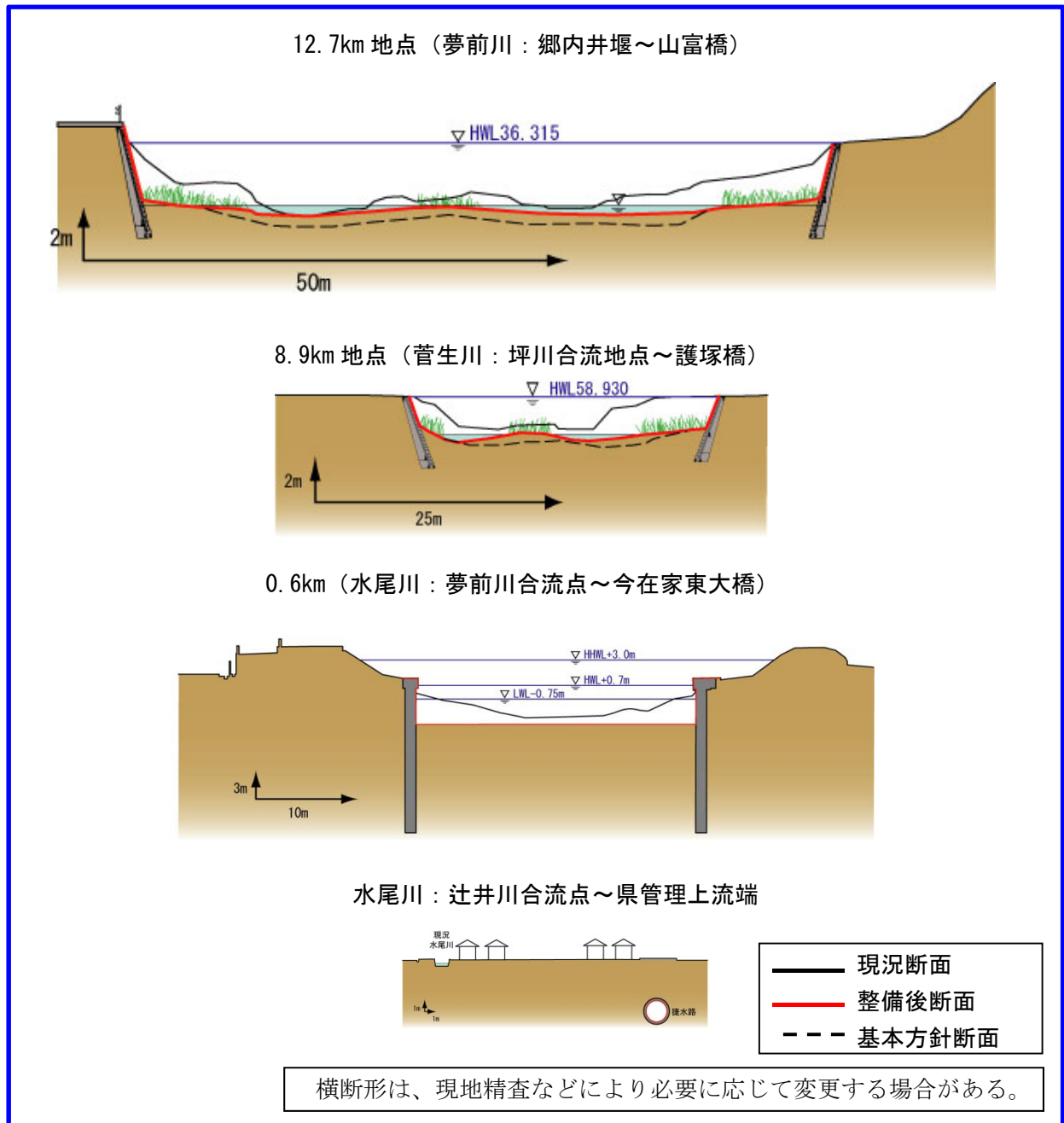


野田川排水機場

【夢前川水系】

夢前川流域では、目標流量を安全に流下させるため、現地の状況に応じて河床掘削、河道拡幅等によって河積の増大を図る。

また、水尾川の上流部では、雨水対策が十分ではなく、河道が狭小であることから沿川では度々浸水被害が発生しており、この解消に向け、県及び市町の適切な役割分担のもと、効率的な整備に努める。



夢前川水系整備横断イメージ

4-2. 下水道の整備及び維持

下水道対策は各市町の下水道計画等に基づき、以下の方針により整備を進める。

下水道対策の推進に関する基本的な方針

対象	現在の取り組み	今後の取り組み
福崎町	<ul style="list-style-type: none"> ・年超過確率 1/7(46mm/h)の規模の洪水に対して浸水が生じないことを目標に雨水対策に取り組んでいる。 ・集中豪雨の浸水対策として、平成 17 年より川すそ雨水幹線事業、川端雨水幹線事業の整備を順次進めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年超過確率 1/7(46mm/h)の規模の洪水に対して浸水が生じないことを目標に雨水対策に取り組む。 ・川すそ雨水幹線事業及び川端雨水幹線事業の早期整備など、内水対策を中心に取り組んでいく。
姫路市	<ul style="list-style-type: none"> ・年超過確率 1/5(42.8mm/h)の規模の洪水に対して浸水が生じないことを目標に雨水対策に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年超過確率 1/10(49.5mm/h)の規模の洪水に対して浸水が生じないことを目標に雨水対策に取り組む。
高砂市	<ul style="list-style-type: none"> ・年超過確率 1/7(42.6mm/h)の規模の洪水に対して浸水が生じないことを目標に雨水対策に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年超過確率 1/7(42.6mm/h)の規模の洪水に対して浸水が生じないことを目標に雨水対策に取り組む。
太子町	<ul style="list-style-type: none"> ・年超過確率 1/5(43mm/h)の規模の洪水に対して浸水が生じないことを目標に雨水対策に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年超過確率 1/5(43mm/h)の規模の洪水に対して浸水が生じないことを目標に雨水対策に取り組む。 ・浸水被害の危険性がある地区については、既存水路の拡幅等対応可能な範囲で浸水被害の軽減に努める

また、今後 10 年間計画地域では、以下のような整備が行われる。

対象	今後 10 年間で主な整備内容
福崎町	下水道計画に基づき、下水道整備を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ H25～H26：川端雨水幹線の整備を推進する。 ・ H25～H35：川すそ雨水幹線の整備を推進する。
姫路市	下水道計画に基づき、下水道整備を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ H24～25：姫路市公共下水道全体計画見直し ・ H25～：5～10 年間で姫路市公共下水道の施設計画見直し、上記の計画に基づいて、順次整備を進める。
高砂市	下水道計画に基づき、天川水系における下記の整備を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 天川ポンプ場 φ1500mm×1 台増設 ・ 天川第 2 ポンプ場 φ1000mm×1 台増設 ・ 雨水管・面整備 未定
太子町	下水道計画に基づき、下水道整備を推進する。

5. 流域対策

5-1. 調整池の設置及び保全

従来、県では、1ha以上の開発行為を行う場合、開発による県管理河川への雨水の流出量の増大を抑制するため、「調整池指導要領及び技術基準」(兵庫県県土整備部)に基づき、開発者に対して防災調整池の設置を指導してきた。

総合治水条例では、「調整池の設置・保全」として1ha以上の開発行為を行う開発者等に対し、技術的基準に適合する「重要調整池」を設置し、雨水の流出抑制機能を維持するために適切な管理を行うことを義務づけた。(本条項は平成25年4月1日施行)

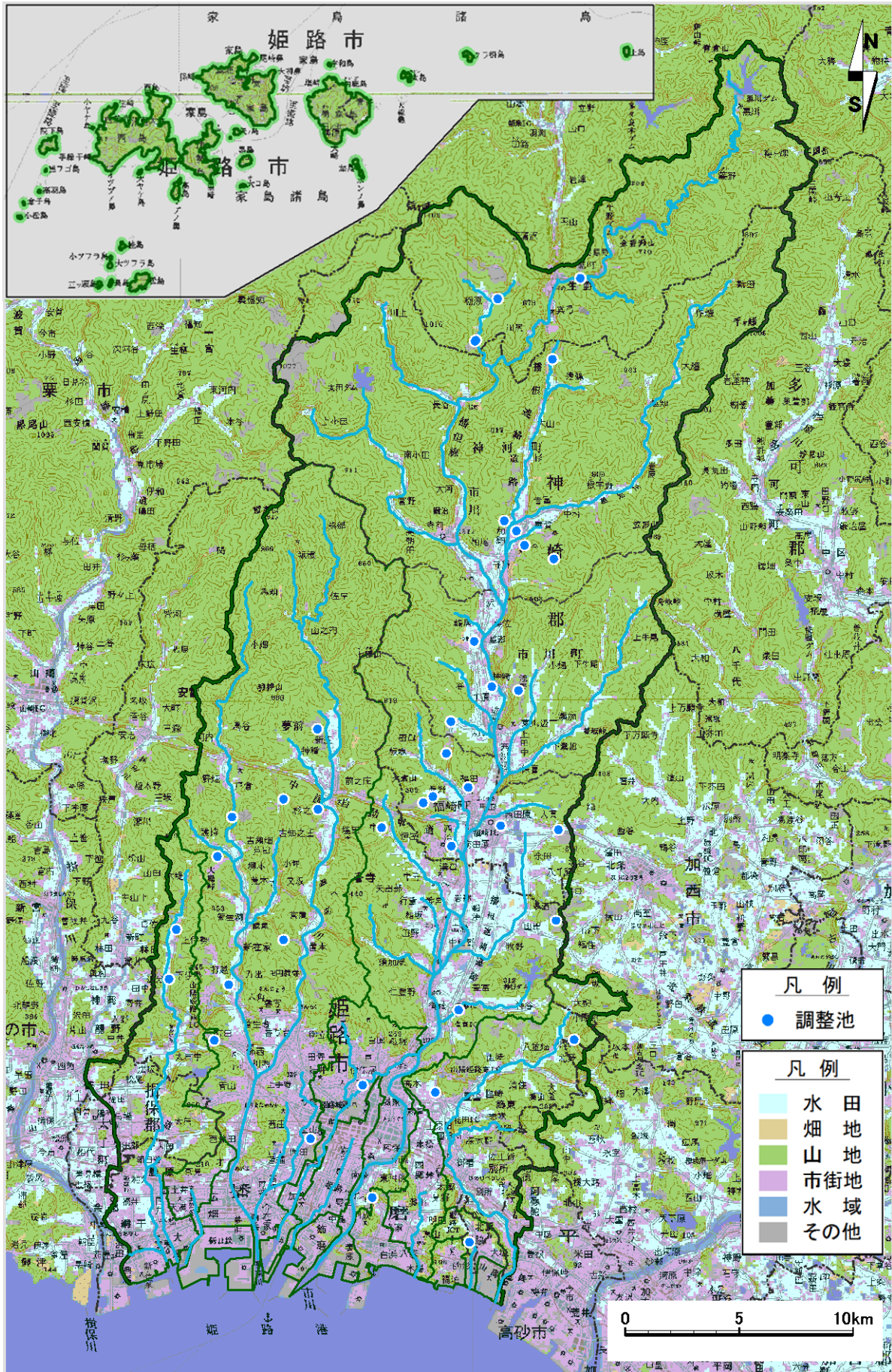
■計画地域での分布状況

現在、計画地域には、調整池84施設[※]が存在し、夢前川水系及び市川水系に多く分布している。

※84施設は開発に伴う協議を行った数であり、現存している施設数と異なる場合がある。

防災調整池施設数一覧

水系名	所在市町名	施設数	
天川水系	姫路市	6	6
	高砂市	0	
	加古川市	0	
	加西市	0	
西浜川水系	姫路市	0	1
	高砂市	1	
八家川水系	姫路市	0	0
市川水系	姫路市	7	54
	福崎町	25	
	市川町	11	
	神河町	7	
	朝来市	4	
野田川水系	姫路市	0	0
船場川水系	姫路市	3	3
夢前川水系	姫路市	17	17
	太子町	0	
汐入川水系	姫路市	0	6
大津茂川水系	姫路市	2	2
	太子町	0	
	たつの市	0	
残流域	姫路市	1	1
合 計		84	



調整池位置図

① 調整池の設置

開発行為を行う者は、その開発行為により浸水が発生させる可能性が高まる場合には、その可能性を低減するために、雨水を一時的に貯留し、雨水の流出を抑制する調整池を設置するようにしなければならない。

県は、1ha以上の開発に対し、重要調整池の設置を義務付ける。

調整池の管理者は、その機能維持と適正な管理を行う。

② 施設の指定

現在、計画地域において、調整池は84箇所設置されており、**県は**、「調整池指導要領」に基づく暫定調整池、恒久調整池の区分にかかわらず、重要調整池以外の調整池であって、雨水の流出を抑制する機能の維持が特に必要と認める調整池について、所有者の理解を得ながら指定調整池に指定していく。

指定を受けた調整池の所有者等はその機能維持と適正な管理を行う。

③ 維持管理

重要調整池及び指定調整池の所有者等はその機能維持と適正な管理を行わなければならない。

また、**重要調整池、指定調整池以外の調整池においても、**管理者は、日常点検や維持管理など適切な管理と機能維持に努めなければならない。

■計画地域での特徴的な取り組み

1ha以上の開発に対する調整池の設置指導に加え、姫路市では、姫路市開発事業における手続及び基準等に関する条例により、0.05ha以上～1ha未満の開発に対する雨水浸透施設（雨水浸透ます、透水性舗装等）の設置指導を行っている。

調整池設置及び保全に関する取り組み一覧

対象		現在の取り組み	今後の取り組み
計画地域全体	県	・1ha以上の開発に対する調整池の設置指導	・1ha以上の開発に対する開発者・施設所有者への設置・管理の義務付け（H25.4.1～） ・雨水の流出を抑制する機能の維持が特に必要と認める調整池について、所有者の同意を得た上で指定調整池として指定し、調整池の所有者等はその機能維持と適正な管理を行う。
	市町	・1ha以上の開発に対して、県との協議を指導する。	・左記を継続して実施
朝来市		（計画地域全体の取り組みと同様）	（計画地域全体の取り組みと同様）
神河町		（計画地域全体の取り組みと同様）	（計画地域全体の取り組みと同様）
市川町		（計画地域全体の取り組みと同様）	（計画地域全体の取り組みと同様）
福崎町		（計画地域全体の取り組みと同様）	（計画地域全体の取り組みと同様）
		・町は、福崎工業団地調整池等6箇所の調整池を所管し（内3池はため池兼用）、草刈り、管理フェンス、設置者看板を設置するなどの維持管理に努め、水害時には巡回による点検を実施している。	・左記を継続して実施
姫路市		（計画地域全体の取り組みと同様）	（計画地域全体の取り組みと同様）
		・姫路市開発事業における手続及び基準等に関する条例により、0.05ha以上～1ha未満の開発に対する雨水浸透施設（雨水浸透柵、透水性舗装等）の設置指導を行っている。	・左記を継続して実施
高砂市		・1ha未満の開発行為を行う開発者に対しても、開発指導の場を活用して調整池や浸透柵の設置など、雨水流出抑制機能の確保を促している。	・左記を継続して実施
太子町		（計画地域全体の取り組みと同様）	（計画地域全体の取り組みと同様）



福崎町－福崎工業団地調整池

5-2. 土地等の雨水貯留浸透機能

雨水貯留、地下浸透の取り組みは、実施箇所が多いほど流出抑制効果が高くなるため、県、市町及び県民自らが、浸水被害軽減の必要性を認識し、できるだけ多くの箇所で実施することが望ましい。

このため、県、市町及び県民は、「雨水貯留浸透機能に係る指針」(平成 24 年 11 月, 兵庫県)を参考として、自然豊かな計画地域の森林・水田・ため池など地域に備わっている雨水貯留浸透機能を保全、活用するとともに、学校・公園などを活用し、雨水貯留浸透機能の整備に努める。

(1) 校庭、公園、駐車場その他広い土地を利用した施設

校庭、公園、駐車場その他の広い土地は、比較的、人が集まる場所に立地しているが、その規模の大きさから、貯留による流出抑制効果が期待できる。

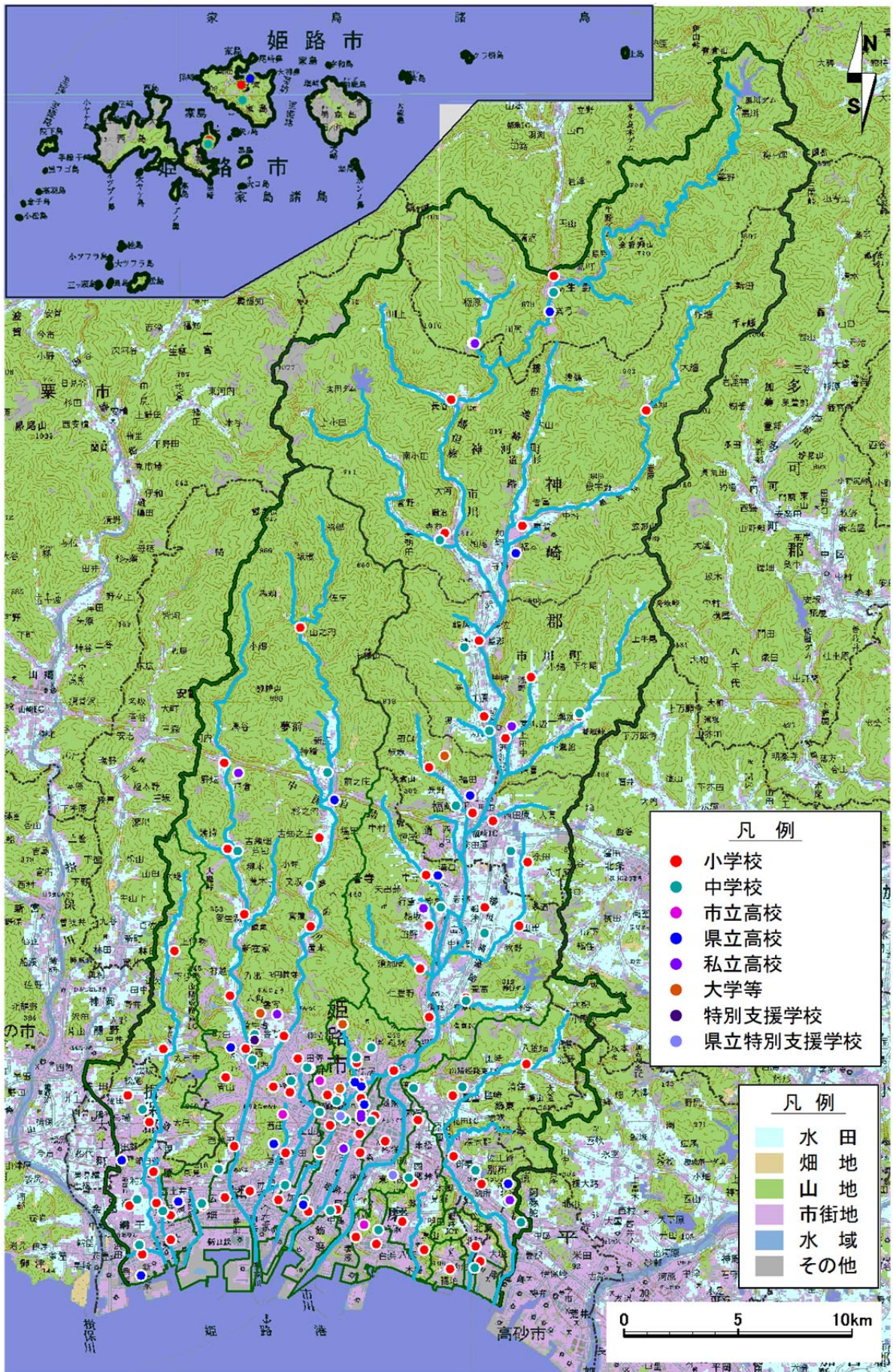
これら施設は、住民等が利用していることから、計画地域の市町等と連携して、雨水貯留の必要性や安全性の確保も含めた利用上の影響について、住民の理解と協力を得て流域対策を推進する。

■計画地域での分布状況

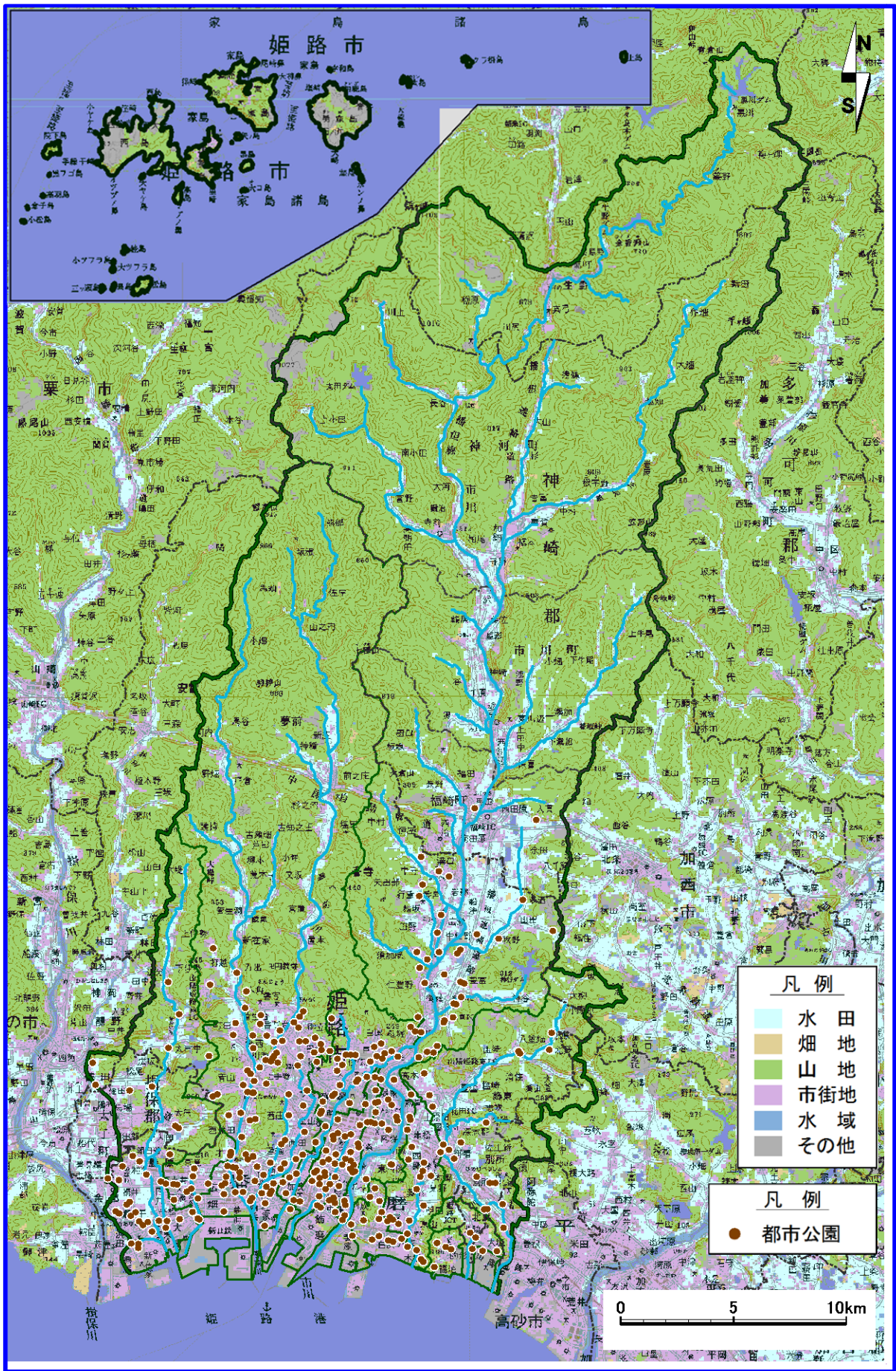
現在、計画地域には、学校 171 施設、公園 434 施設 (0.1ha 以上を対象)、その他大規模施設が存在し、市街地である姫路市に多く分布している。

学校・公園施設数・面積等一覧

流域名	所在市町名	学校			公園		
		施設数 (箇所)	敷地面積 (m ²)	グラウンド面積 (m ²)	施設数 (箇所)	敷地面積 (m ²)	
天川	姫路市	8	183,063	201,914	22	56,900	
	高砂市	3	108,943	47,088	4	5,549	
	加西市	0	0	0	0	0	
	加古川市	0	0	0	0	0	
西浜川	姫路市	1	26,553	18,584	6	67,600	
	高砂市	1	17,438	8,438	1	1,196	
八家川	姫路市	5	82,503	40,314	26	244,000	
市川	姫路市	16	300,733	124,489	72	585,100	
	朝来市	5	73,850	8,900	0	0	
	市川町	9	98,723	48,144	0	0	
	福崎町	8	182,555	75,868	2	35,771	
	神河町	6	78,926	26,376	0	0	
	加西市	0	0	0	0	0	
野田川	姫路市	11	178,108	73,076	57	253,900	
船場川	姫路市	31	452,538	178,432	40	1,256,400	
夢前川	姫路市	37	747,706	282,474	120	889,600	
汐入川	姫路市	3	106,207	29,823	16	107,400	
大津茂川	姫路市	10	245,497	153,928	34	307,500	
	太子町	4	62,841	30,357	4	119,662	
	たつの市	0	0	0	2	2,991	
残流域	姫路市	13	203,910	74,384	28	948,100	
合計	姫路市	135	2,526,818	1,177,418	421	4,716,500	
	高砂市	4	126,381	55,526	5	6,745	
	朝来市	5	73,850	8,900	0	0	
	市川町	9	98,723	48,144	0	0	
	福崎町	8	182,555	75,868	2	35,771	
	太子町	4	62,841	30,357	4	119,662	
	神河町	6	78,926	26,376	0	0	
	加西市	0	0	0	0	0	
	加古川市	0	0	0	0	0	
	たつの市	0	0	0	2	2,991	
	合計		171	3,150,094	1,422,589	434	4,881,669

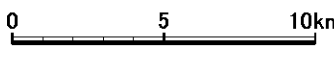


学校位置図



凡例	
水田	水田
畑地	畑地
山地	山地
市街地	市街地
水域	水域
その他	その他

凡例	
●	都市公園



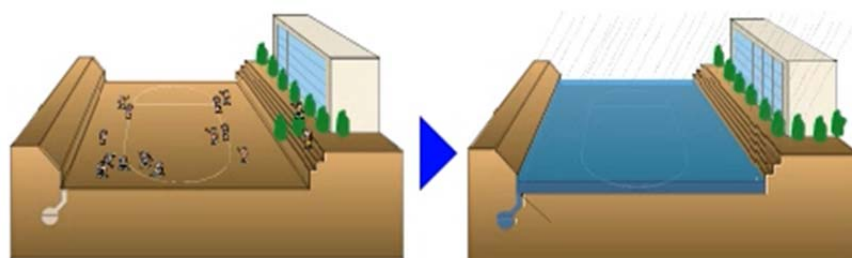
公園位置図

① 雨水貯留浸透機能の備え

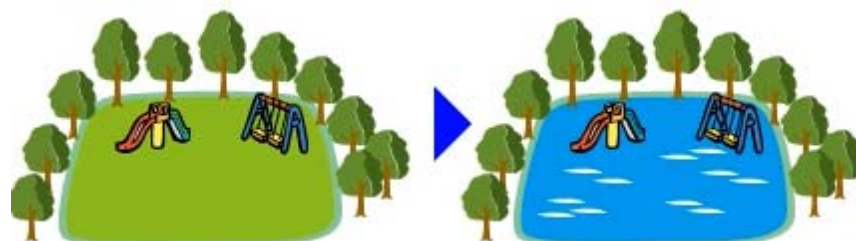
校庭、公園、駐車場その他の広い土地の所有者等は、総合治水条例の基本理念に基づき、流出防止壁の設置又は地盤の掘り下げによる貯留機能の確保や駐車場等における透水性舗装や浸透側溝の整備等による浸透機能の向上に努める。

県及び市町は、自らが管理する学校・公園等の公共施設等を利用した貯留施設の整備に努める。

また、雨水貯留浸透施設の整備者と施設管理者が異なる場合は、管理協定を締結する等により適正な管理に努め、将来に渡る維持管理に努める。



校庭貯留のイメージ



公園貯留イメージ

② 施設の指定

県は、その施設の規模や浸水被害の発生状況、推進協議会の協議内容等から、雨水貯留浸透機能が特に必要と認める土地を、所有者等の同意を得た上で、指定雨水貯留浸透施設に指定（条例第 22 条）する。

公共施設の新築、改築時には、透水性舗装の拡大や地下浸透施設設置に努め、「指定雨水貯留浸透施設」として指定することを原則とする。

指定雨水貯留浸透施設の所有者等は、雨水貯留浸透機能を維持する。

③ 維持管理

雨水貯留浸透機能を現に有する、または、新たに備えた土地の所有者等は、その雨水貯留浸透機能の維持管理に努める。

■計画地域での特徴的な取り組み

学校や公園等は、計画地域南部の姫路市、高砂市、太子町に多く分布している。雨水貯留施設の整備は、現在でも、計画地域の中南部に位置する姫路市、高砂市、福崎町等で整備が進められている。兵庫県においては、兵庫県立大学姫路環境人間キャンパス（以下、県立大学姫路新在家キャンパスという）で校庭貯留を実施し、姫路市においては、平成 24 年度に広嶺中学校運動場に校庭貯留施設を設置しており、平成 25 年度にも増位小学校に設置を予定している。

雨水浸透の取り組みとしても、県では、平成 16 年より歩道での透水性舗装を標準仕様として適用、平成 23 年には「浸透側溝設置ガイドライン」を策定してモデル的に取り組んでいる。また、神河町でも道透水性舗装を実施している。姫路市では、「姫路市開発事業における手続及び基準等に関する条例」により、1ha 未満の開発に対しても雨水浸透施設（雨水浸透柵、透水性舗装等）の設置指導を行っており、今後も継続して実施する。

今後も、県及び市町は、継続して雨水貯留浸透機能の設置に努める。



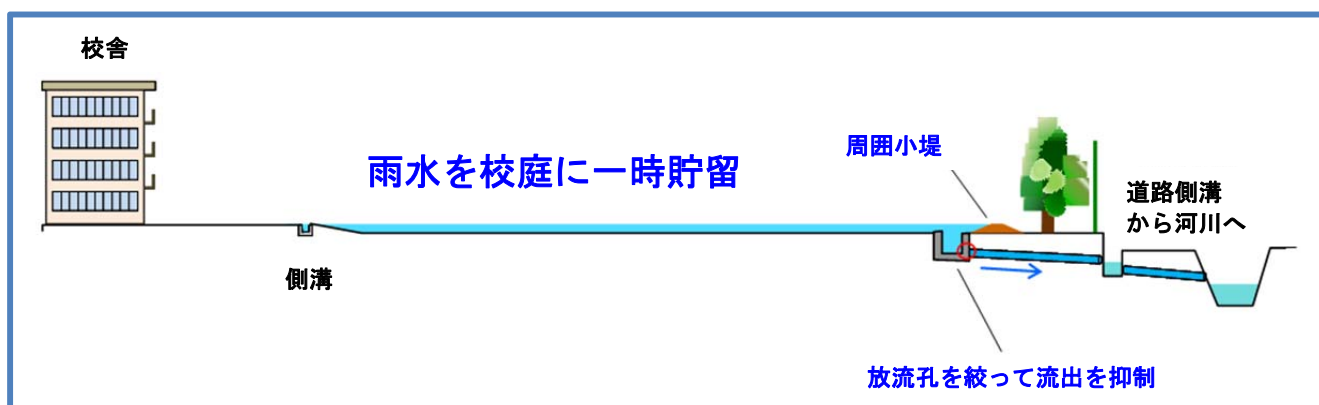
県立大学姫路新在家キャンパス



高砂市立阿弥陀小学校



姫路市立広嶺中学校



県立大学姫路新在家キャンパス の整備断面イメージ図

学校・公園、その他の広い土地を利用した施設での雨水貯留浸透に関する取り組み一覧

対象	現在の取り組み	今後の取り組み									
計画地域全体 県	<ul style="list-style-type: none"> 流域内では、学校や公園での貯留施設の整備に取り組んでいる。 平成 16 年より県下全域で透水性舗装を標準仕様として適用 平成 23 年度に「浸透側溝設置ガイドライン」を策定 県立大学姫路新在家キャンパスで校庭貯留を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 自らが管理する学校・公園等の公共施設等を利用した貯留施設の整備に努める。 当該貯留施設の整備者と施設管理者とが管理協定を締結する等により適正な管理に努め、将来に渡る維持管理に努める。 雨水貯留浸透機能を備え、または維持することが特に必要と認める施設について、所有者の同意を得た上で指定雨水貯留浸透施設として指定する。 下記の 2 路線で浸透側溝の整備に取り組む予定。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>整備時期</th> <th>実施箇所</th> <th>延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本年度実施 予定箇所</td> <td>(一) 姫路停車場線(姫路市平野町)</td> <td>L=130m (予定)</td> </tr> <tr> <td>将来計画 箇所</td> <td>(一) 広畑青山線〔バイパス〕(姫路市広畑区才～西蒲田)</td> <td>L=2,500m (予定)</td> </tr> </tbody> </table>	整備時期	実施箇所	延長	本年度実施 予定箇所	(一) 姫路停車場線(姫路市平野町)	L=130m (予定)	将来計画 箇所	(一) 広畑青山線〔バイパス〕(姫路市広畑区才～西蒲田)	L=2,500m (予定)
整備時期	実施箇所	延長									
本年度実施 予定箇所	(一) 姫路停車場線(姫路市平野町)	L=130m (予定)									
将来計画 箇所	(一) 広畑青山線〔バイパス〕(姫路市広畑区才～西蒲田)	L=2,500m (予定)									
朝来市	—	・大規模施設の改修時に検討する。									
神河町	・歩道透水性舗装を実施している。	・歩道透水性舗装を実施する。									
市川町	—	—									
福崎町	・スポーツ公園にて施設内のゲートボール場に水門が設置されており雨水を貯留する役割を果たしている	<ul style="list-style-type: none"> 校庭に雨水貯留機能を付与し、集中豪雨等における内水に対応することを検討 ゲートボール場の雨水貯留機能を維持するために、土砂と雨水を分離する構造になるよう、改修を検討する。 									
姫路市	<ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年度に広嶺中学校運動場に校庭貯留施設を設置 平成 25 年度は増位小学校に設置予定 姫路市開発事業における手続及び基準等に関する条例により、0.05ha 以上～1ha 未満の開発に対する雨水浸透施設（雨水浸透柵、透水性舗装等）の設置指導を行っている。【再掲】 	・左記を継続して管理し、貯留浸透容量の確保に努める。									
高砂市	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の新築、改築時には貯留施設や浸透施設の整備を推進している。 高砂市阿弥陀小学校で校庭貯留施設を整備済 1ha 未満の開発行為を行う開発者に対しても、開発指導の場を活用して調整池や浸透柵の設置など、雨水流出抑制機能の確保を促している。【再掲】 	・左記を継続して実施し、貯留浸透容量の確保に努める。									
太子町	—	<ul style="list-style-type: none"> 新庁舎建設に伴い駐車場の透水性舗装や緑化ブロックにより保水性を高める。 公共施設の駐車場の緑化ブロック舗装整備を進め保水性の向上に努める。 									



ゲートボール場での雨水貯留（福崎町）

(2) 庁舎、病院、体育館その他大規模な建物又は工作物

庁舎、病院、体育館その他の大規模施設は、比較的、人が集まる場所に立地し、また、その規模の大きさから、貯留による流出抑制効果が期待できる。

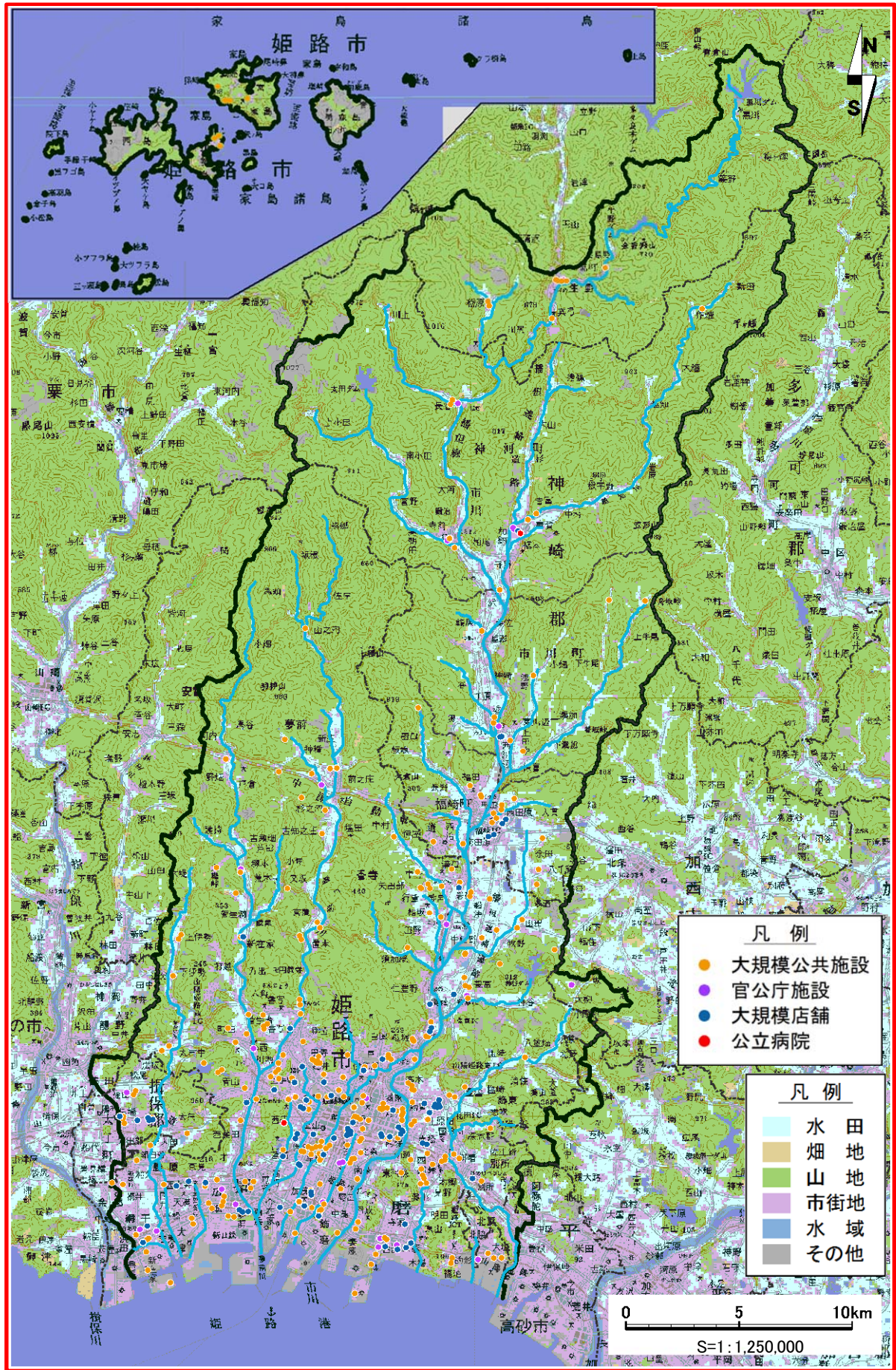
これら施設は、住民等が利用していることから、計画地域内の市町等と連携して、雨水貯留の必要性や安全性の確保も含めた利用上の影響について、住民の理解と協力を得て流域対策を推進する。

■計画地域での分布状況

現在、計画地域には、**大規模なものとして**、公立病院 2 施設、官公庁 37 施設 (0.1ha 以上を対象)、大規模店舗 82 施設、大規模公共施設 319 施設が存在し、市街地である姫路市に多く分布している。

病院、官公庁、大規模店舗、大規模公共施設と敷地面積一覧

流域名	所在市町名	施設数(箇所)				敷地面積(m ²)
		公立病院	官公庁	大規模店舗	大規模公共施設	
天川	姫路市	0	0	7	10	57,607
	高砂市	0	0	0	0	0
	加西市	0	1	0	0	3,903
	加古川市	0	0	0	0	0
西浜川	姫路市	0	1	0	1	4,358
	高砂市	0	0	0	0	0
八家川	姫路市	0	1	5	16	179,532
市川	姫路市	0	3	13	48	542,386
	朝来市	0	1	0	10	51,710
	市川町	0	1	2	8	95,411
	福崎町	0	0	4	21	170,246
	神河町	1	5	1	9	121,438
	加西市	0	0	0	0	0
野田川	姫路市	0	5	11	32	306,279
船場川	姫路市	0	3	5	30	675,267
夢前川	姫路市	1	10	19	82	6,400,567
汐入川	姫路市	0	0	3	1	46,902
大津茂川	姫路市	0	2	2	17	162,521
	太子町	0	1	5	9	263,061
	たつの市	0	0	0	0	0
残流域	姫路市	0	3	5	25	398,822
合計	姫路市	1	28	70	262	8,774,241
	高砂市	0	0	0	0	0
	朝来市	0	1	0	10	51,710
	市川町	0	1	2	8	95,411
	福崎町	0	0	4	21	170,246
	太子町	0	1	5	9	263,061
	神河町	1	5	1	9	121,438
	加西市	0	1	0	0	3,903
	加古川市	0	0	0	0	0
	たつの市	0	0	0	0	0
	合計	2	37	82	319	9,480,010



病院、官公庁、大規模店舗、大規模公共施設位置図